

## 第2期 長久手市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
長久手市

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景と目的	2
2	子ども・子育て支援制度の概要	4
3	計画の位置付け	5
4	計画の期間	6
第2章	子どもと親を取り巻く状況と課題	7
1	統計からみた長久手市の現状と推移	8
(1)	年齢3区分別人口の推移・推計	8
(2)	年齢3区分別人口割合の推移・推計	9
(3)	世帯構成の推移	10
(4)	人口動態統計	11
(5)	人口異動の推移	13
(6)	合計特殊出生率の推移	14
(7)	女性の年齢別労働力の推移	15
(8)	児童数の推計	17
(9)	小学校区別の児童数推計	18
(10)	18歳未満の子どもがいる世帯に占める母子・父子世帯の割合の推移	21
(11)	就学援助認定者数（小学生）	21
(12)	就学援助認定者数（中学生）	22
2	長久手市の子育て支援事業の現状と課題	23
(1)	教育・保育施設の現状と課題	23
(2)	地域子ども・子育て支援事業の現状と課題	24
(3)	その他、主な子育て支援事業の現状と課題	28
第3章	施策内容	31
1	計画が目指す将来像	32
2	課題に対する基本目標	33
3	基本目標	34
4	施策の体系	35
5	ライフステージごとの支援	40
6	施策の展開	42
基本目標1	教育・保育環境が充実したまちづくり	42
基本目標2	子育て支援が充実したまちづくり	50
基本目標3	安心して子どもを産み育てられるまちづくり	57
基本目標4	地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり	64

第4章 量の見込みと確保方策	67
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 量の見込みと確保方策	68
（1）就学前教育・保育	68
（2）地域子ども・子育て支援事業	70
3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	80
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	81
5 計画の推進体制及び進捗状況の点検・評価	82
資料編	83
1 長久手市子ども・子育て会議委員名簿	84
2 長久手市子ども・子育て会議条例	85





# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障費の負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況となっています。待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%（25～44歳）にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

母子保健においては、少子化の進行、核家族化と育児の孤立化等の状況があり、国では「健やか親子21（第2次）」を策定し、平成27年から新たな計画が始まっています。「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援ができる体制整備等をすすめていくこととされました。

就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、土地区画整理事業や民間開発事業による宅地供給の影響等から、子育て世代を中心に人口の流入が続き、人口は増加傾向にあり、それに伴い、教育・保育に関わるニーズもさらに高まっています。また、小学生においても、放課後の時間に子どもたちが安全に安心して過ごす場所の整備等が強く望まれている状況です。

こうした中、本市では平成 27 年 3 月に策定した「長久手市子ども・子育て支援事業計画」のもと、一人ひとりの子どもが等しく、健やかな育ちが保障され、「子どもの最善の利益」が実現されるような地域社会を目指し、子育て支援を総合的に進めるとともに、まちの未来を担う子どもたちの成長を地域が一体となって支えるための取組を推進してきました。

一方、平成 28 年には、児童福祉法が改正され、子どもの権利条約を踏まえ、子どもが“権利の主体”として位置付けられました。

また、子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務と規定されました。

この度、「長久手市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応し、市民の力を活かした子ども・子育て施策を推進していくため、「第 2 期長久手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、切れ目ない支援による子育て環境の充実を目指します。さらに、児童福祉法の改正や子どもの権利条約の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現され、子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

## 2 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度に位置付けられる給付・事業は以下のとおりです。

子ども・子育て支援給付	■ 施設型給付
	<p>&lt;給付の対象＝教育・保育施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所（定員 20 人以上）</li> </ul>
	■ 地域型保育給付
	<p>&lt;給付の対象＝地域型保育事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業（定員 6 人～19 人）</li> <li>・家庭的保育事業（定員 5 人以下）</li> <li>・事業所内保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> </ul>
	■ 児童手当
	■ 子育てのための施設等利用給付
	<p>幼稚園&lt;未移行&gt;、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園&lt;未移行&gt;</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・預かり保育事業</li> <li>・認可外保育施設等</li> </ul>
地域子ども・子育て支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 延長保育事業</li> <li>② 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）</li> <li>③ 子育て短期支援事業</li> <li>④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）</li> <li>⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</li> <li>⑥ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>⑦ 一時預かり事業</li> <li>⑧ 病児・病後児保育事業</li> <li>⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>⑩ 妊婦健康診査事業</li> <li>⑪ 利用者支援事業</li> <li>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ol>
仕事・子育て両立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型保育事業</li> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業</li> </ul>

子ども・子育て支援制度では、乳幼児期の教育と保育の利用について市町村が認定し、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されました。

また、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業等の様々な事業（13 事業）が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、市町村が地域の実情に応じて実施することになります。



### 3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策」を含めます。

ながくて未来図（第 6 次長久手市総合計画）を上位計画とし、長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を踏まえ、放課後子ども総合プラン及び母子保健計画を包含した総合的な子ども・子育て支援分野の事業計画として位置付けています。計画の内容や施策は、子どもの最善の利益が実現される地域社会を目指し、その他の福祉関連施策や長久手市教育振興基本計画、第 3 次長久手市男女共同参画基本計画等との整合性を保ち推進していきます。

ながくて未来図（第 6 次長久手市総合計画）【2019. 3】

～基本目標 2 子どもが元気に育つまち～

第 2 次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画【2019. 3】

## 第 2 期長久手市子ども・子育て支援事業計画

### 【計画の位置づけ】

- ◆子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ◆母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」
- ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ◆児童福祉法等に基づく「子どもの最善の利益を実現する子どもの権利保障」※
- ◆子どもの貧困対策法に基づく「子どもの貧困対策」※
- ◆児童虐待防止法に基づく「児童虐待対策」
- ◆児童福祉法及び発達障害者支援法に基づく「障がい児支援」

### 【関連する計画】

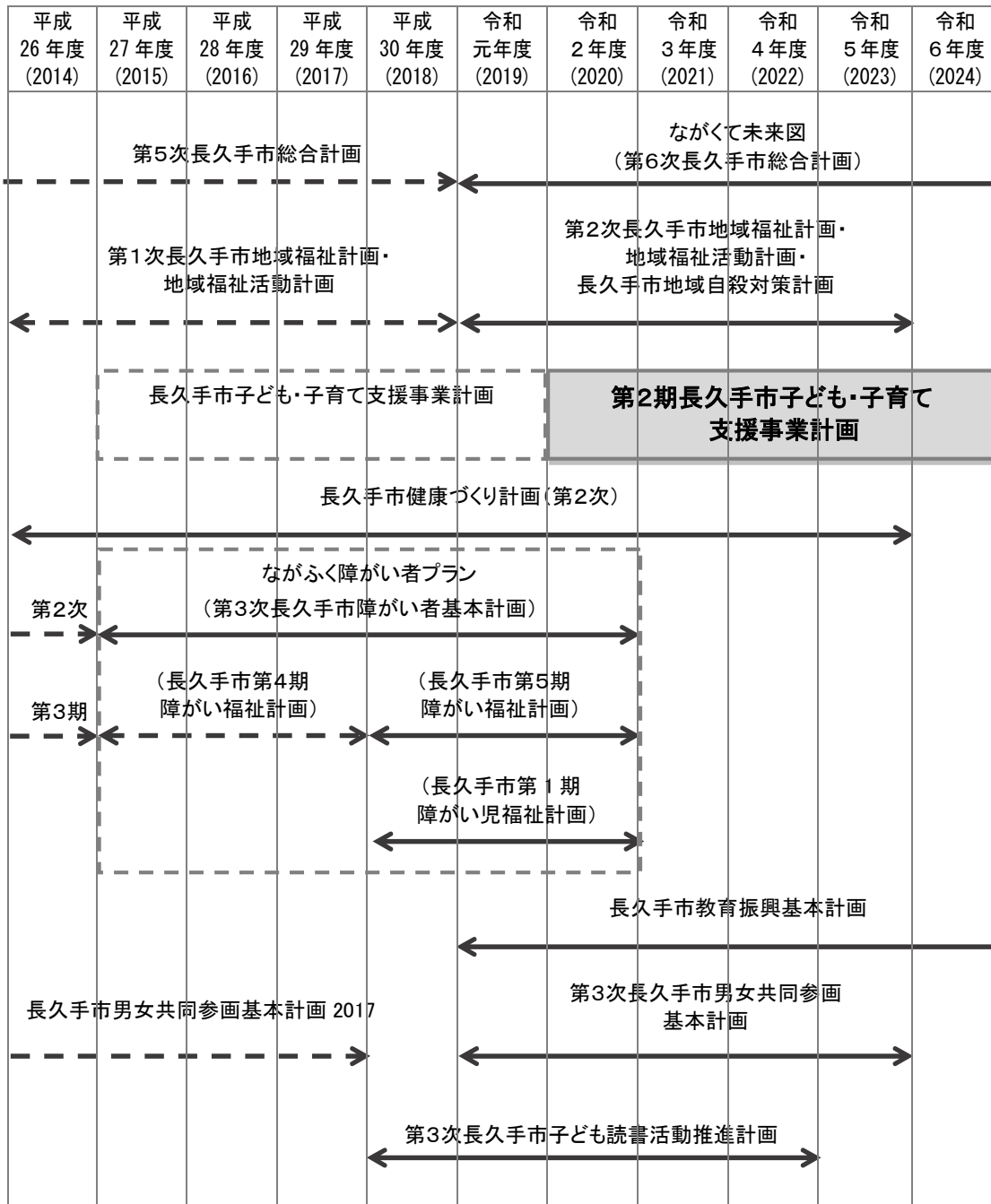
- ◆ながつく障がい者プラン【2018. 4】
- ◆長久手市健康づくり計画（第 2 次）【2016. 3】
- ◆長久手市教育振興基本計画【2019. 3】
- ◆第 3 次長久手市男女共同参画基本計画【2019. 3】
- ◆第 2 次長久手市子ども読書活動推進計画【2018. 5】等

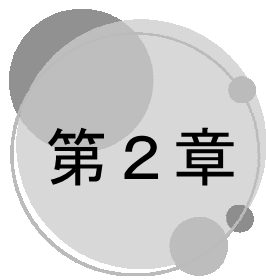
※新たな視点による計画への位置付け

## 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとしてします。





## 第2章

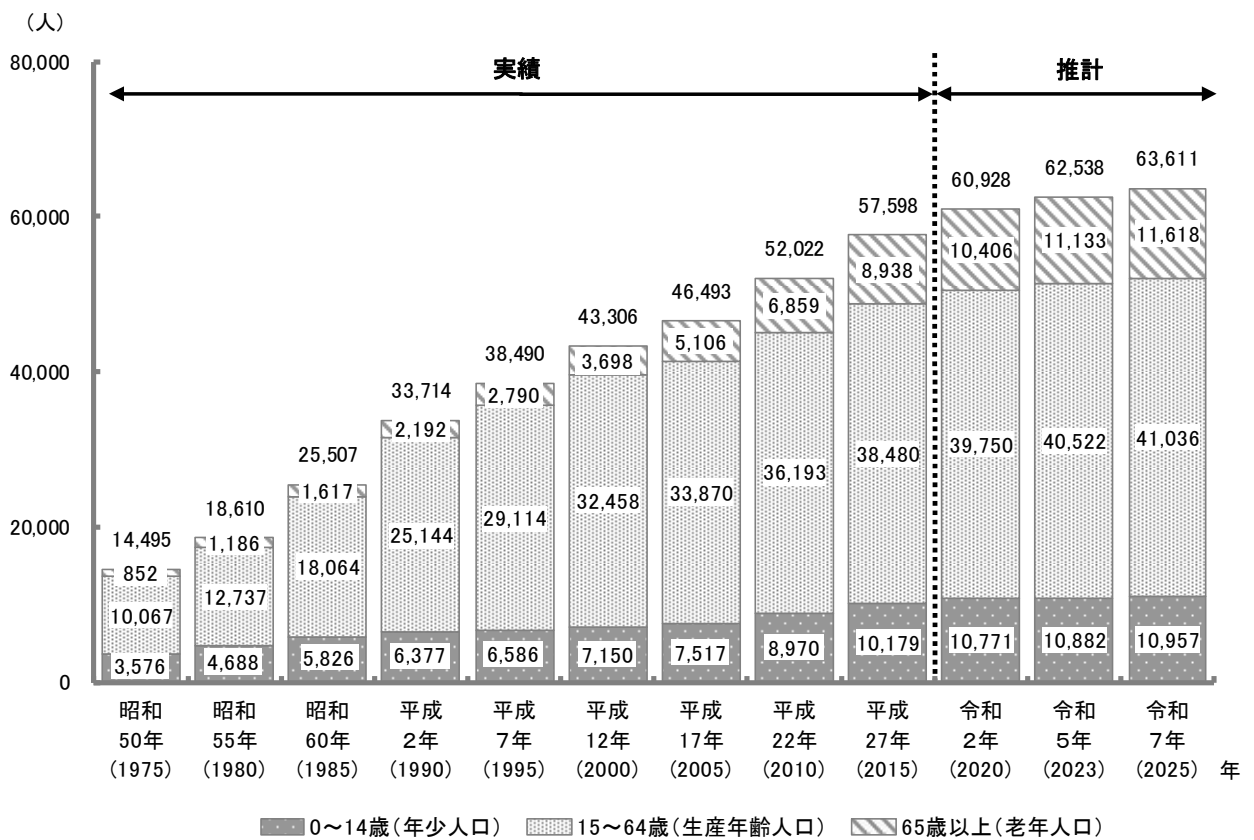
# 子どもと親を取り巻く 状況と課題

# 1 統計からみた長久手市の現状と推移

## (1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成27年で57,598人、0～14歳の「年少人口」は10,179人となっています。また、総人口の推計は令和7年に63,611人、そのうち「年少人口」は10,957人に増加すると予測されます。

図表1 年齢3区分別人口の推移・推計



資料：国勢調査および長久手市将来人口推計報告書

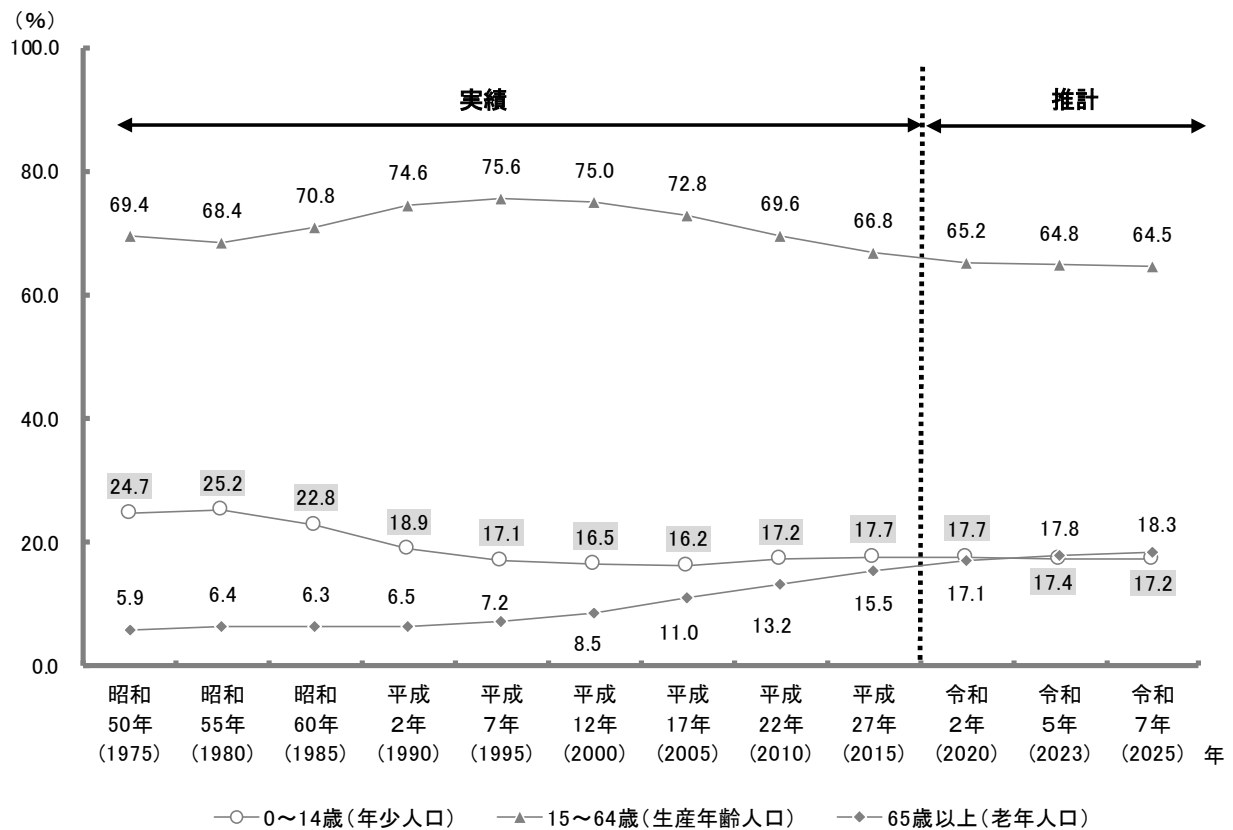
※年齢不詳分を各年齢層に按分。なお、各年齢階級別の値を小数点以下で四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しない。

## (2) 年齢3区分別人口割合の推移・推計

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口は平成27年の17.7%から、令和7年には17.2%に若干減少すると予測されます。

15～64歳の「生産年齢人口割合」は平成27年は66.8%となっており、平成7年以降減少し、令和7年には64.5%になると予測されます。一方、65歳以上の「老年人口割合」は年々増加を続け、平成27年は15.5%となっており、令和7年には18.3%になると予測されます。

図表2 年齢3区分別人口割合の推移・推計

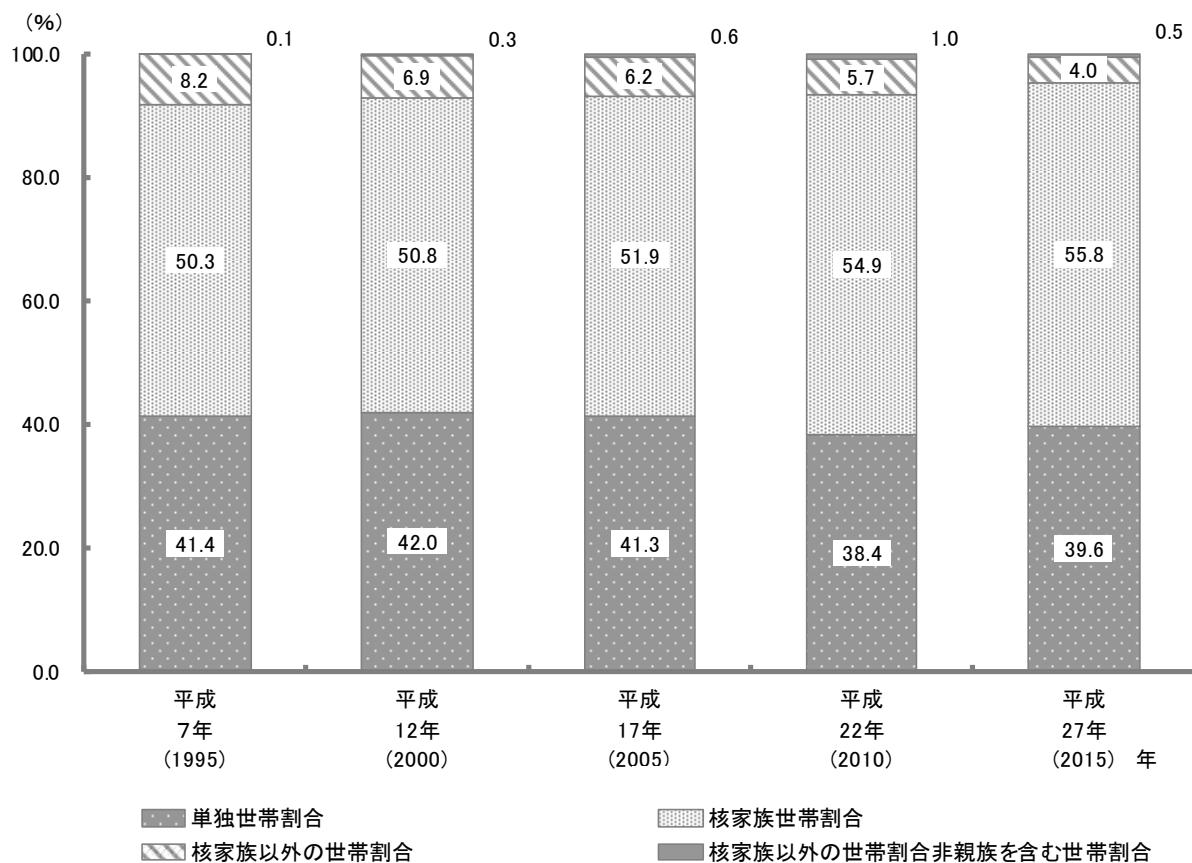


資料：国勢調査および長久手市将来人口推計報告書

### (3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、「核家族世帯割合」は平成7年以降上昇し続けており、平成27年は55.8%となっています。「単独世帯割合」は下降傾向であり、平成27年は39.6%となっています。

図表3 世帯構成の推移



資料：国勢調査

## (4) 人口動態統計

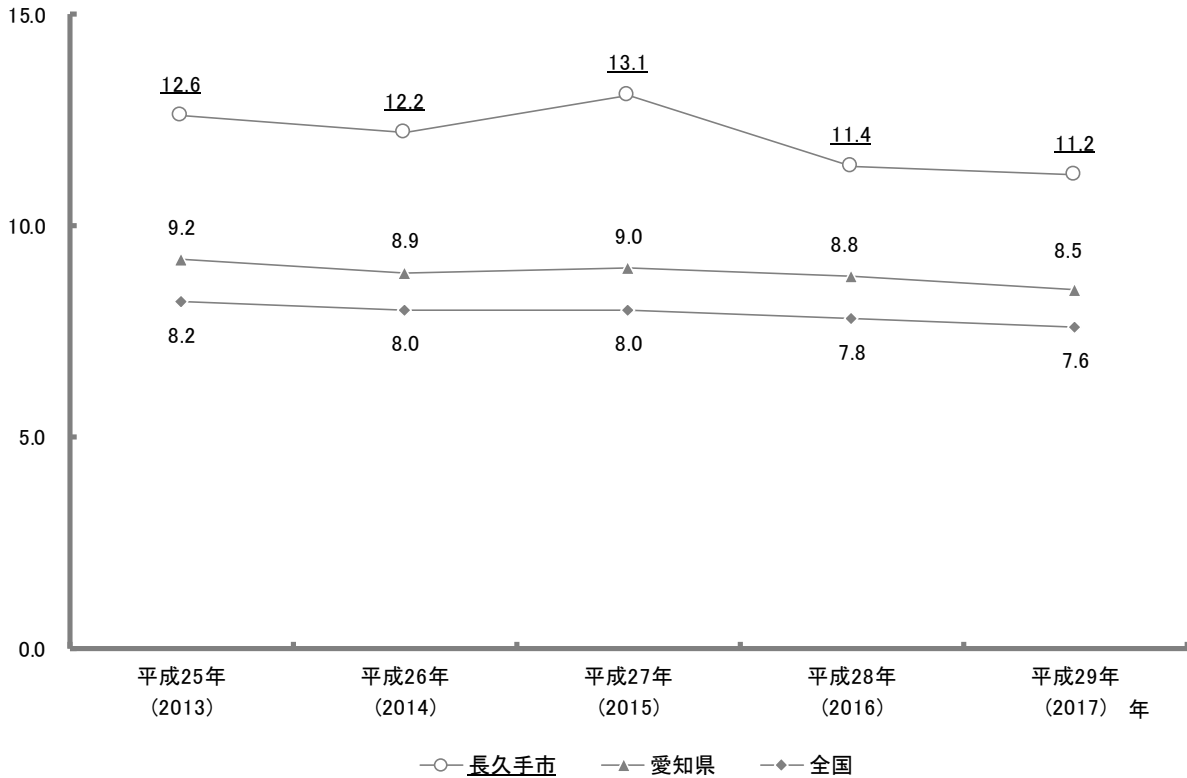
図表4-1 人口動態統計

年次		平成 25年 (2013)	平成 26年 (2014)	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	県 平成29年 (2017)	全国 平成29年 (2017)
人口		55,260	57,038	57,598	58,518	59,532	7,328,000	124,684,000
出生	総数	694	694	755	669	667	62,436	946,065
	男	355	354	386	327	310	31,994	484,449
	女	339	340	369	342	357	30,442	461,616
	率	12.6	12.2	13.1	11.4	11.2	8.5	7.6
死亡	総数	281	278	282	294	318	67,177	1,340,397
	男	148	162	158	164	171	35,929	690,683
	女	133	116	124	130	147	31,248	649,714
	率	5.1	4.9	4.9	5.0	5.3	9.2	10.8
自然増減	実数	412	416	473	375	349	△4,741	△394,332
	率	7.5	7.3	8.2	6.4	5.9	△0.6	△3.2
乳児死亡 (再掲)	総数	0	2	5	4	2	98	1,761
	男	0	1	3	4	0	46	929
	女	0	1	2	0	2	52	832
	率	0.0	2.9	6.6	6.0	3.0	1.6	1.9
新生児死亡 (再掲)	総数	0	2	1	0	1	43	832
	率	0.0	2.9	1.3	0.0	1.5	0.7	0.9
死産	総数	10	10	7	19	13	1,172	20,358
	自然	7	5	6	15	11	568	9,738
	人工	3	5	1	4	2	604	10,620
	率	14.2	14.2	9.2	27.6	19.1	18.4	21.1
周産期 死亡 (再掲)	総数	3	2	1	7	3	199	3,308
	妊娠 満22週	3	2	1	7	2	162	2,683
	早期新生児 死亡	0	0	0	0	1	37	625
	率	4.3	2.9	1.3	10.4	4.5	3.2	3.5
婚姻	実数	347	315	307	333	316	40,072	606,866
	率	6.3	5.5	5.3	5.7	5.3	5.5	4.9
離婚	実数	72	74	89	81	87	12,471	212,262
	率	1.30	1.30	1.55	1.38	1.46	1.70	1.70

資料：人口動態統計

出生率は、若干減少傾向にありますが、平成 29 年は 11.2 となっており、全国、愛知県と比較すると高くなっています。

図表 4-2 出生率の推移（全国と県との比較）



資料：人口動態統計

※1 市の基礎人口は、各年 10 月 1 日現在の愛知県民文化部統計課発表の推計人口  
 全国及び県の基礎人口は、総務省統計局「人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在）」

※2 用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの  
 乳児死亡：生後 1 年未満の死亡  
 新生児死亡：生後 4 週未満の死亡  
 早期新生児死亡：生後 1 週未満の死亡  
 死産：妊娠満 12 週以降の死後の出産  
 周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

※3 率算出の計算式

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増減率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{出生} \cdot \text{死亡} \cdot \text{自然増減} \cdot \text{婚姻} \cdot \text{離婚数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{乳児死亡} \cdot \text{新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

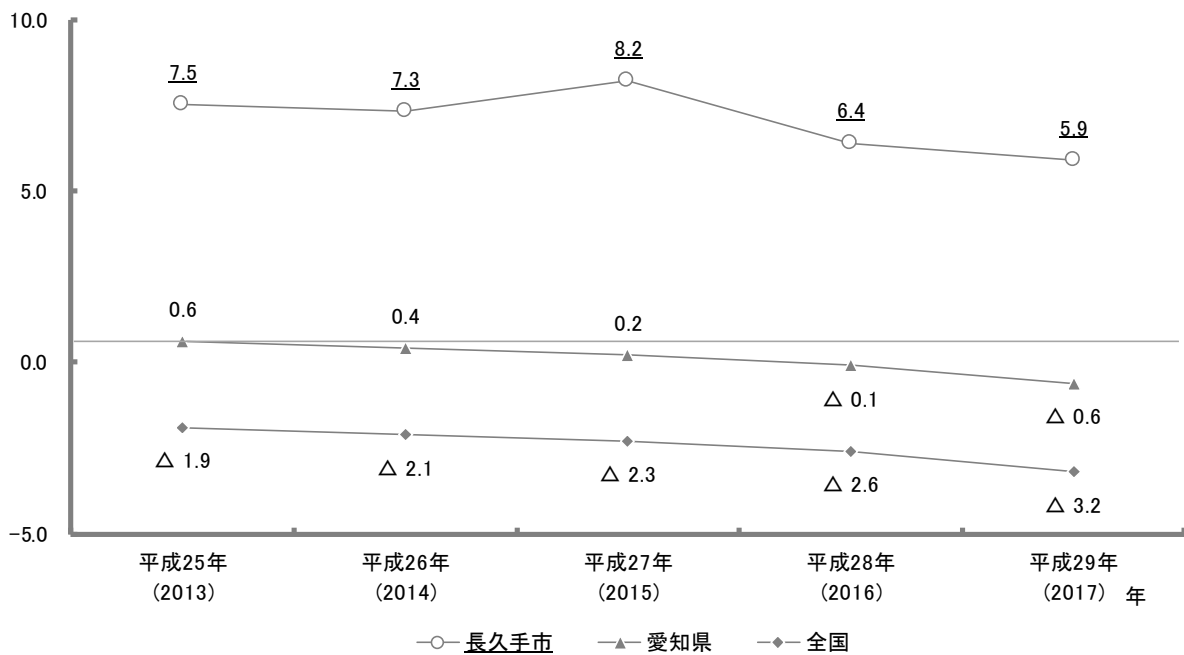
$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠 22 週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{死産}}{\text{出産（出生 + 死産）数}} \times 1,000$$



自然増減率は減少傾向で推移し、平成 29 年は 5.9 となっていますが、全国、愛知県と比較するとかなり高くなっています。

図表 4-3 自然増減率の推移（全国と県との比較）

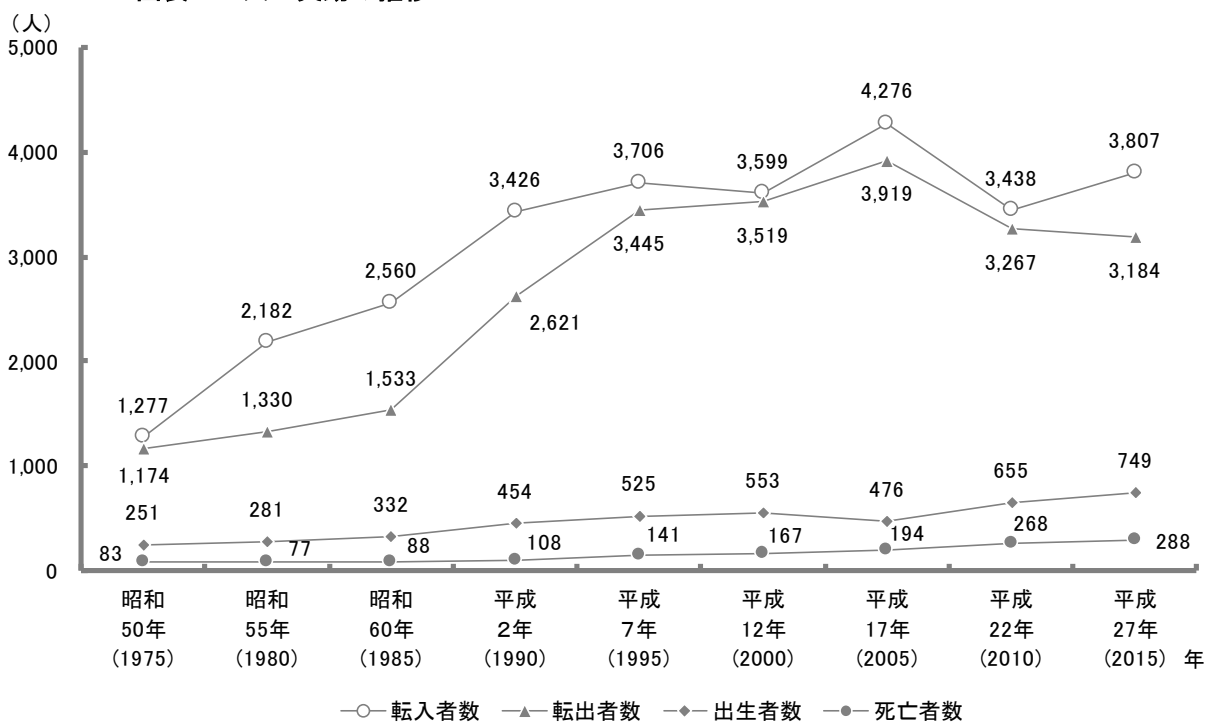


資料：人口動態統計

## (5) 人口異動の推移

自然増（出生者数＞死亡者数）と社会増（転入者数＞転出者数）の傾向が続いています。

図表 5 人口異動の推移

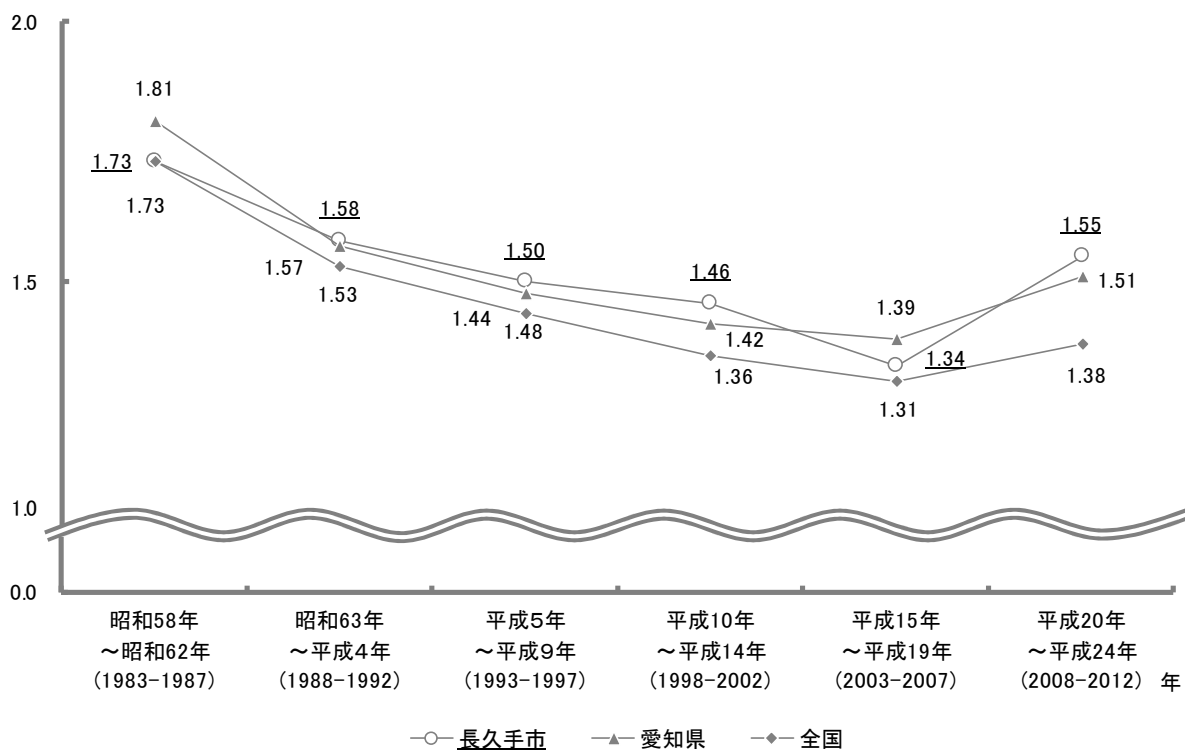


資料：ながくての統計

## (6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成19年まで低下していましたが、以降増加しており、全国、愛知県より高くなっています。

図表6 合計特殊出生率の推移（全国と県との比較）

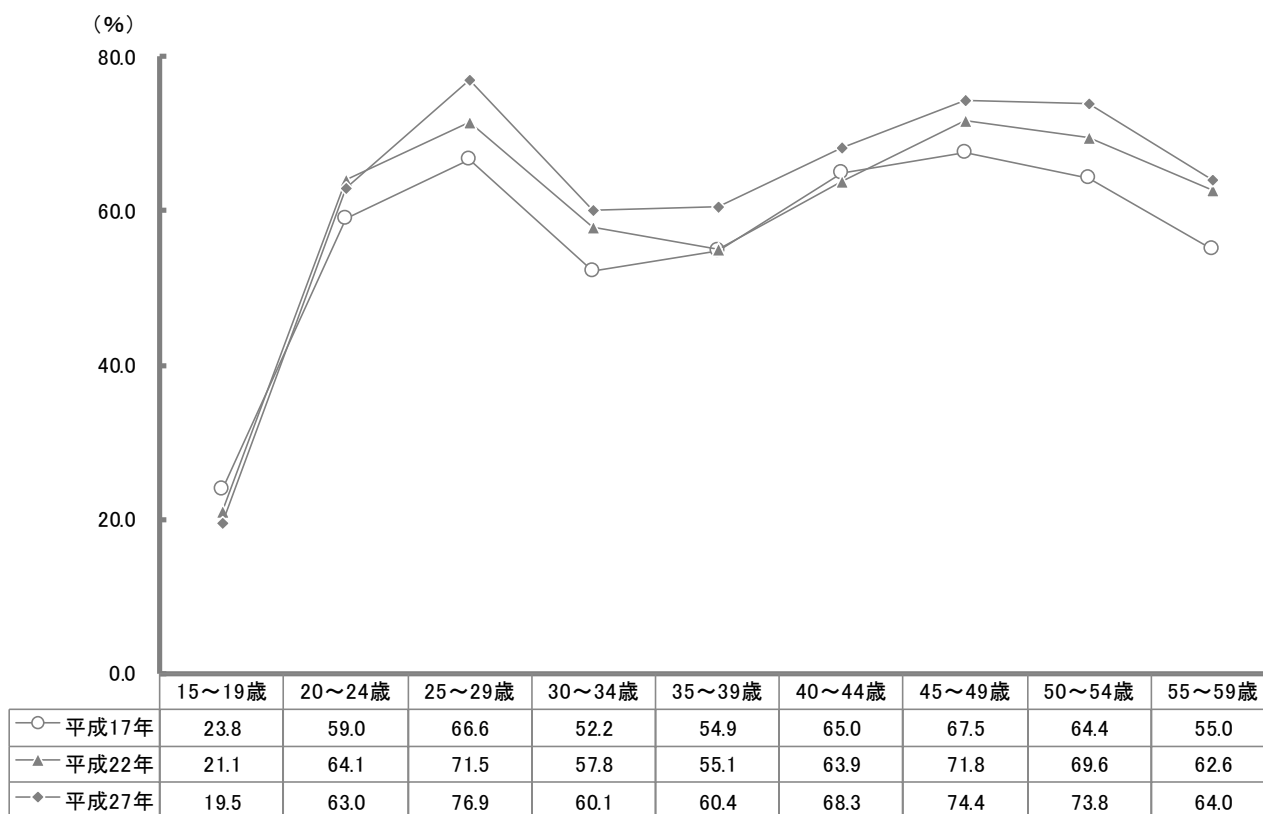


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

## (7) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、一般的に結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向にあります。結婚・出産・育児期に当たる30～34歳の労働力率を平成17年(52.2%)と平成27年(60.1%)で比較すると労働力率は上昇しています。

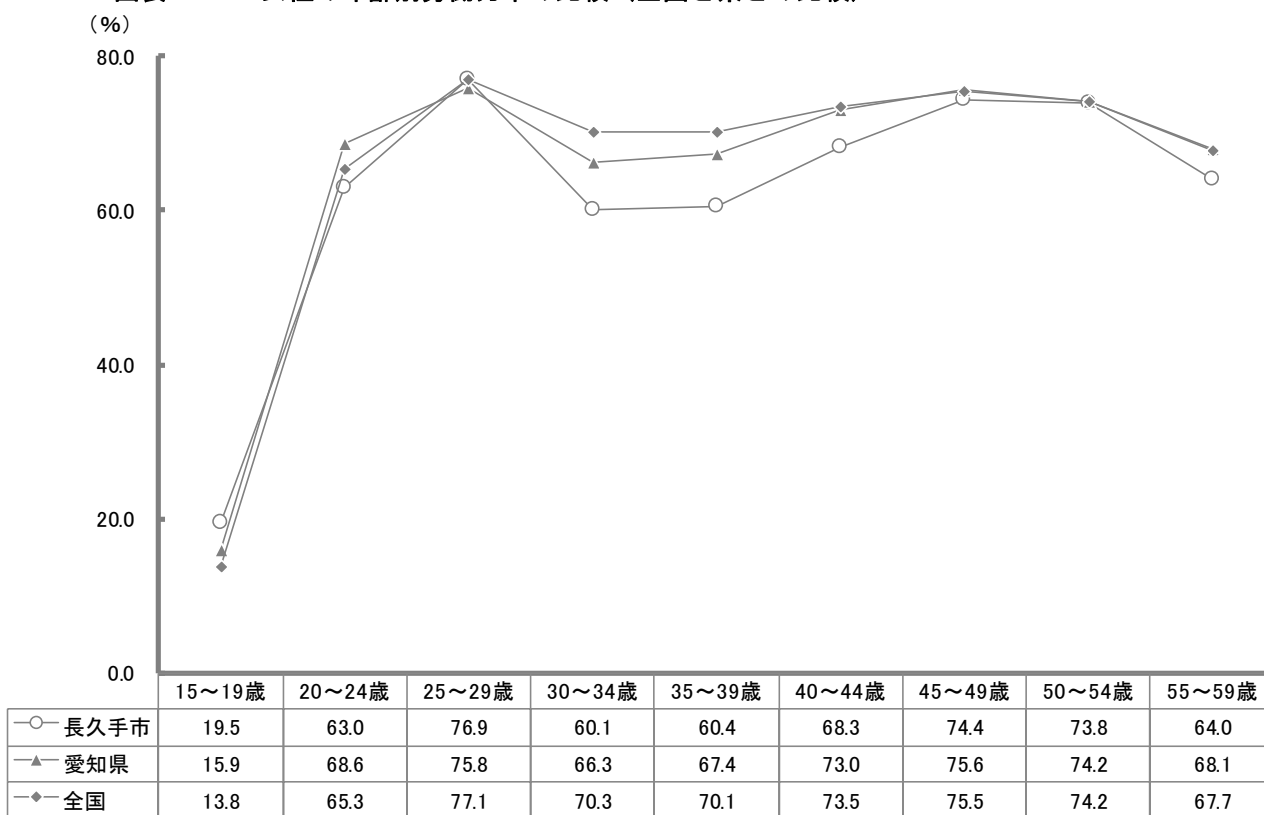
図表7-1 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

平成 27 年における女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、30 歳代以降で低くなっています。

図表 7-2 女性の年齢別労働力率の比較（全国と県との比較）



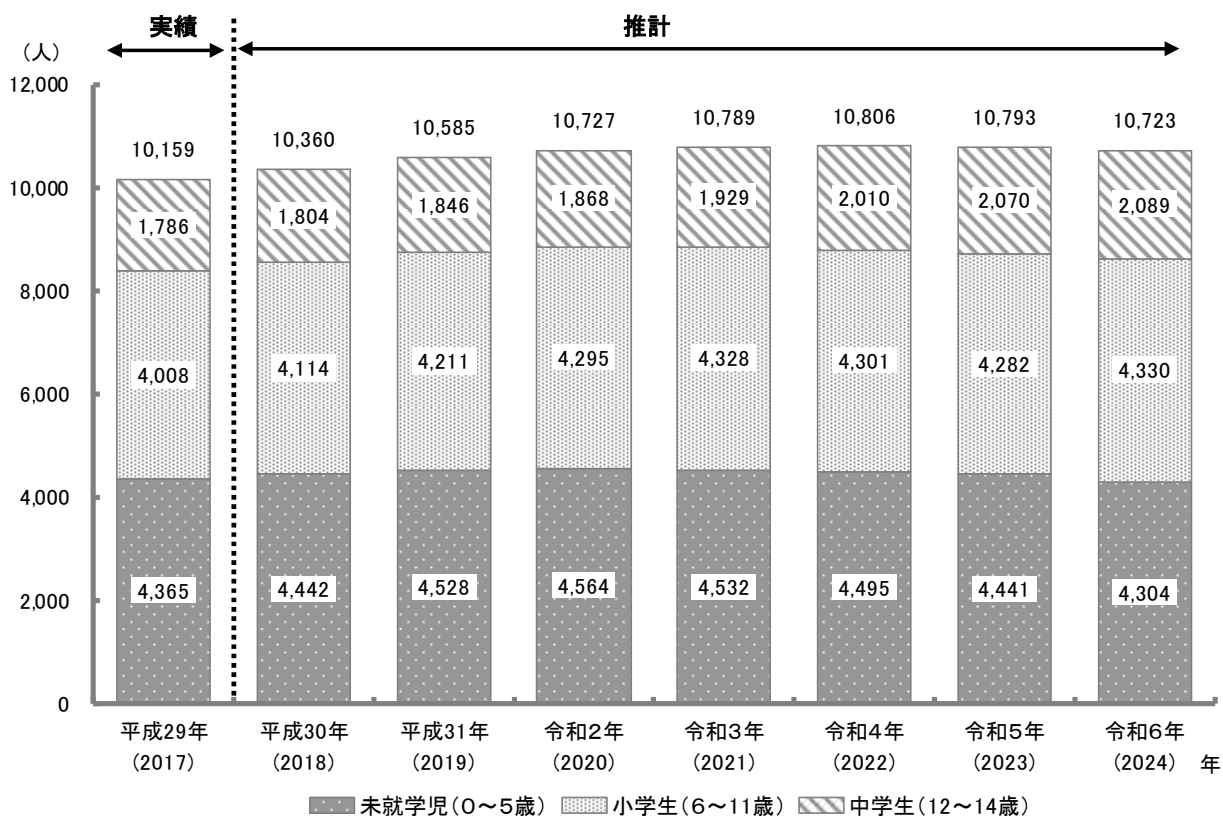
資料：国勢調査

## (8) 児童数の推計

児童（0～14歳）数の推計は、平成30年以降も増加が続くが、令和4年の10,806人をピークに減少に転じると予測されます。

就学前児童（0～5歳）数のピークは令和2年と予測され、小学生（6～11歳）は令和3年まで増加が続くと予測されます。

図表8 全市の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値



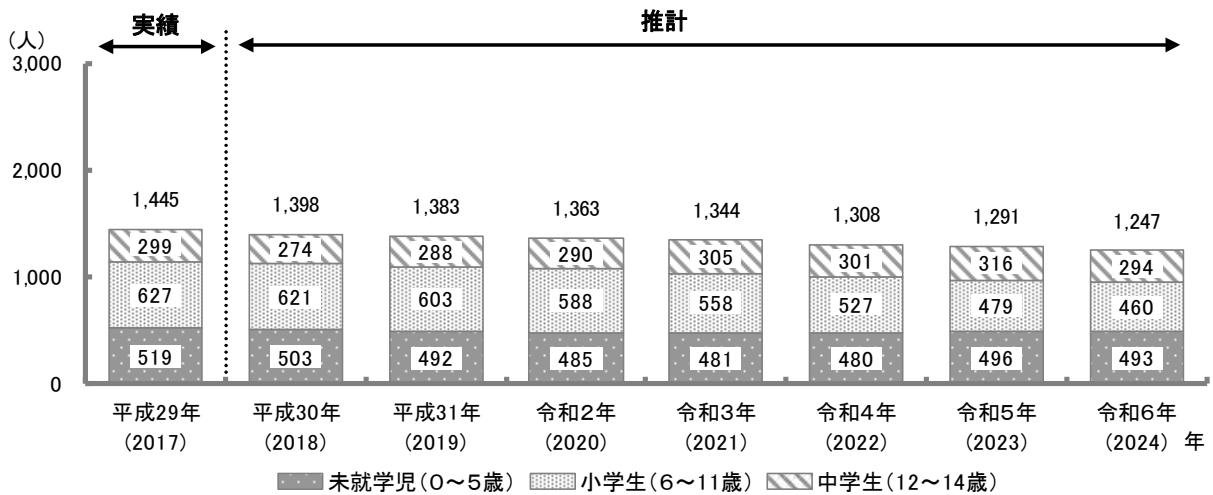
資料：平成29年長久手市将来児童数推計

## (9) 小学校区別の児童数推計

### ① 長久手小学校区

長久手小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で1,445人であり、以降減少すると予測されます。

図表9-1 長久手市小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

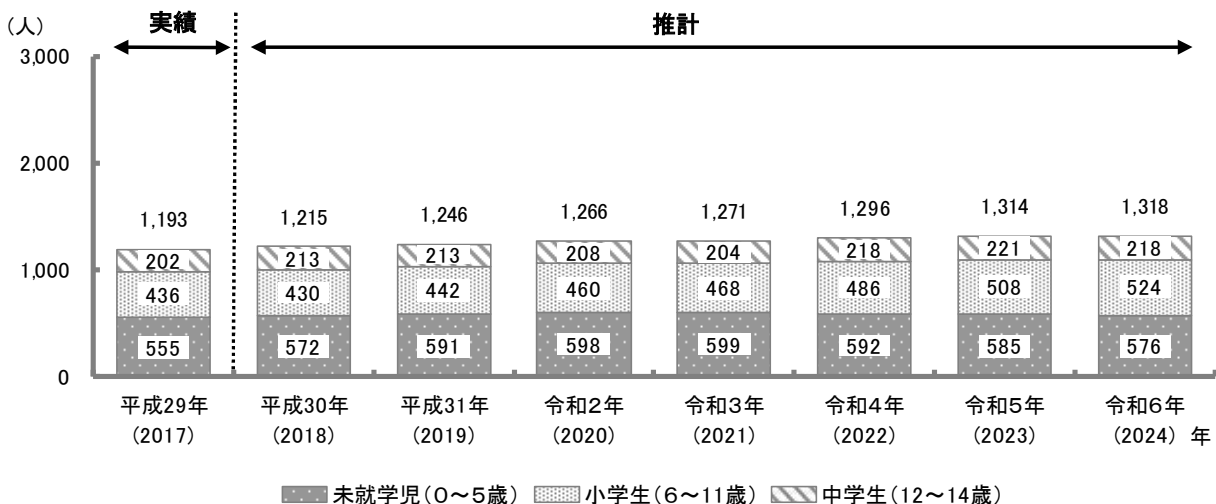


資料：平成29年長久手市将来児童数推計

### ② 西小学校区

西小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で1,193人であり、令和6年にかけて増加すると予測されます。

図表9-2 西小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

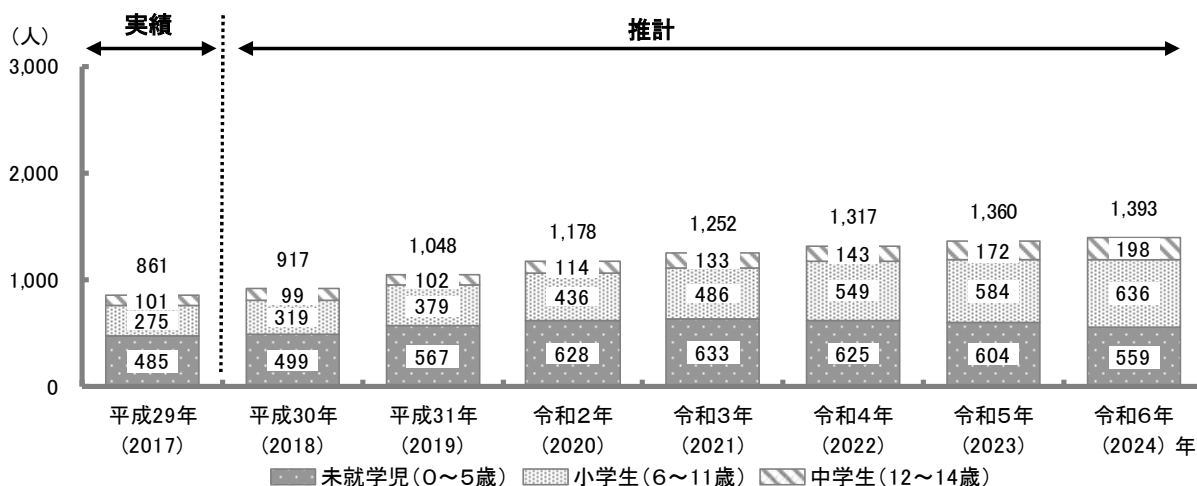


資料：平成29年長久手市将来児童数推計

### ③ 東小学校区

東小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で861人であり、令和6年にかけて増加すると予測されます。

図表9-3 東小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

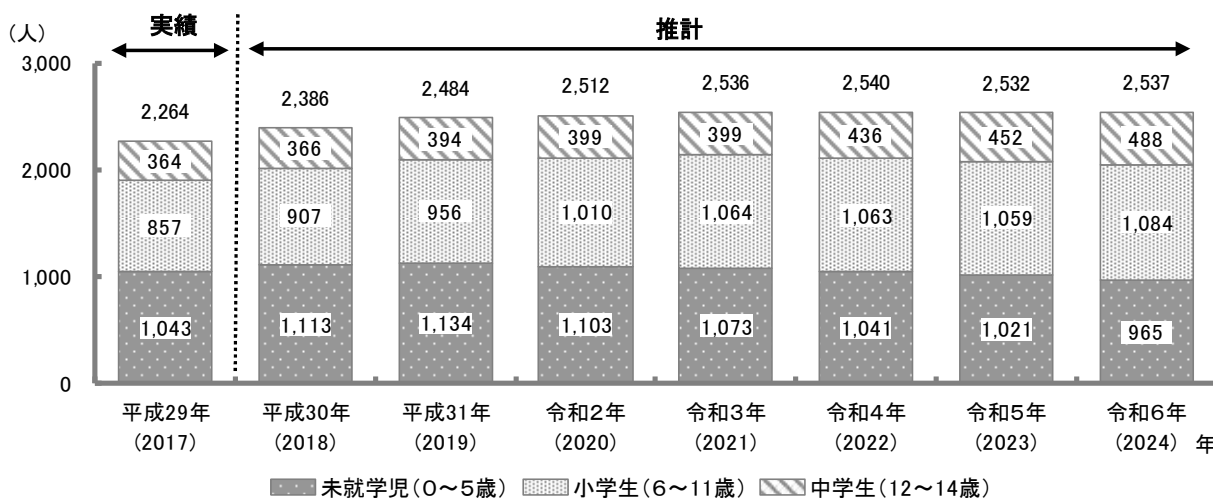


資料：平成29年長久手市将来児童数推計

### ④ 北小学校区

北小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で2,264人であり、令和4年の2,540人をピークに減少すると予測されます。

図表9-4 北小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

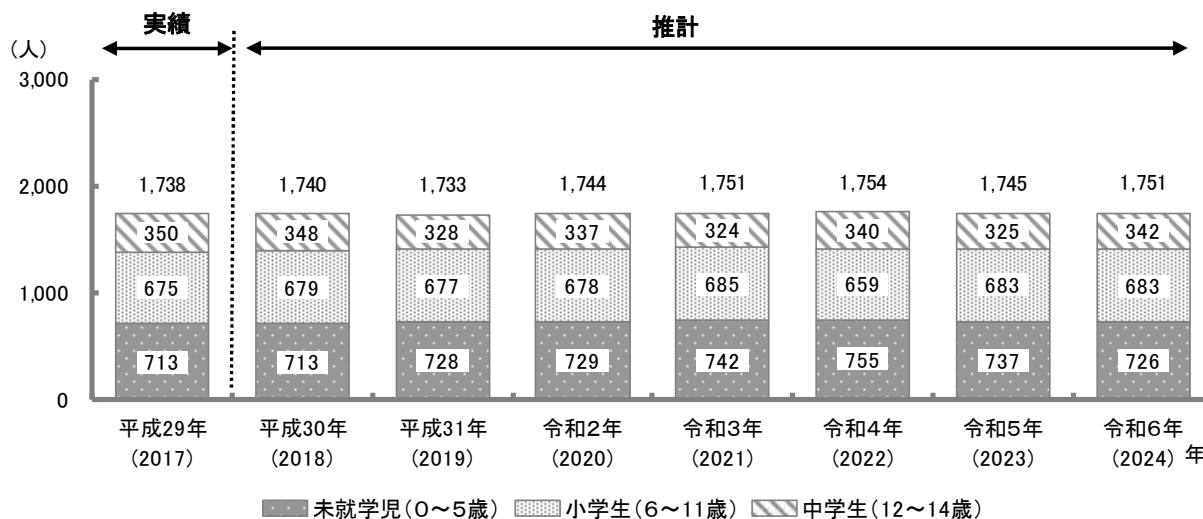


資料：平成29年長久手市将来児童数推計

### ⑤ 南小学校区

南小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で1,738人であり、令和4年の1,754人をピークに減少すると予測されます。

図表9-5 南小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

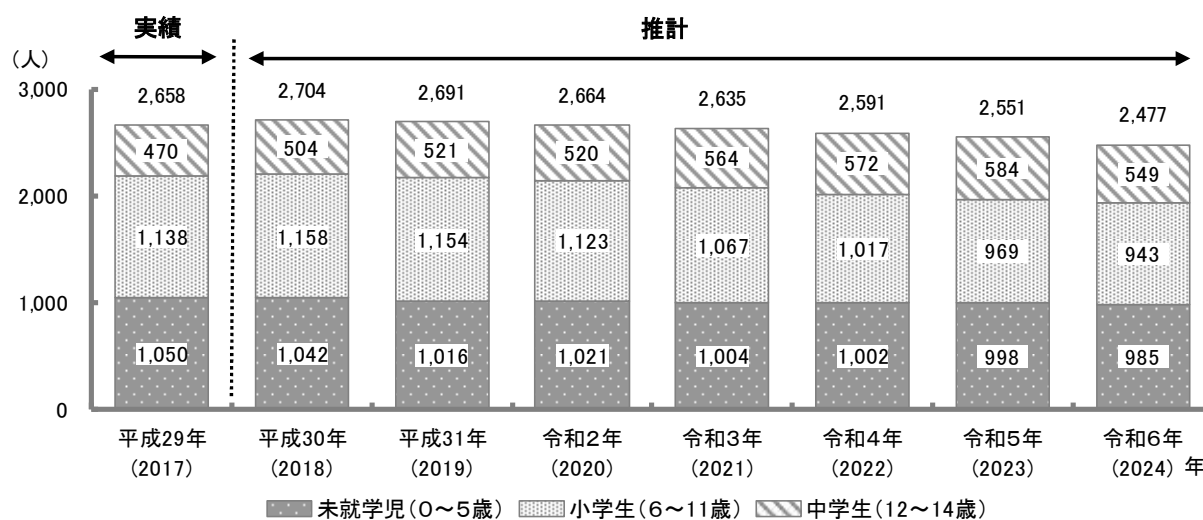


資料：平成29年長久手市将来児童数推計

### ⑥ 市が洞小学校区

市が洞小学校区の児童（0～14歳）は、平成29年度の実績値で2,658人であり、平成30年の2,704人をピークに減少すると予測されます。

図表9-6 市が洞小学校区の児童（0～14歳）の平成29年現在人口及び推計値

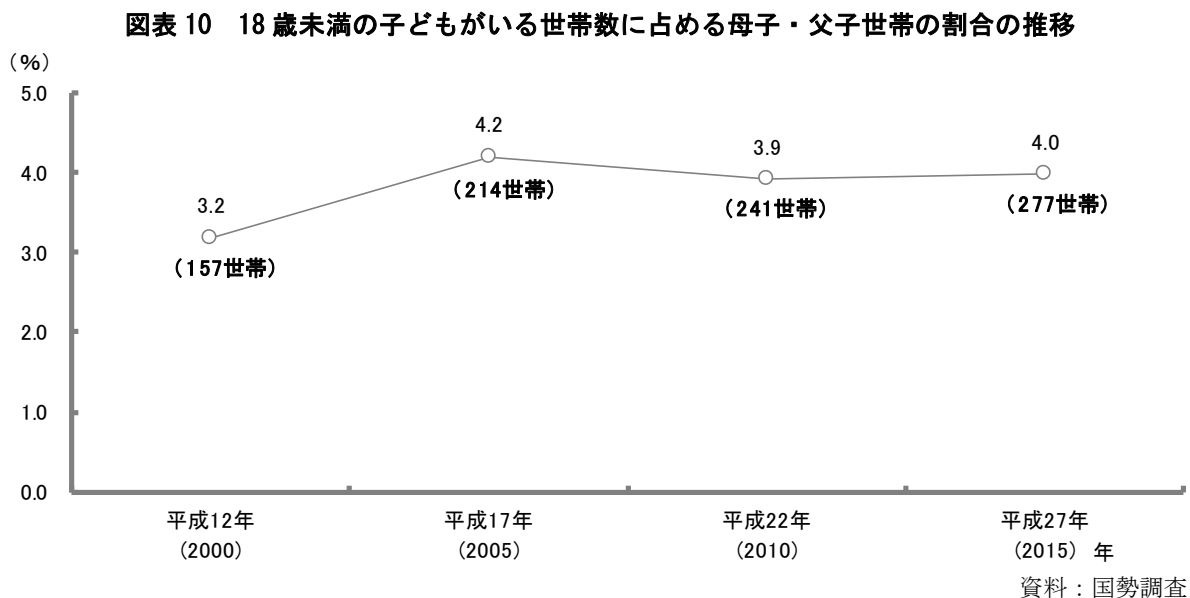


資料：平成29年長久手市将来児童数推計



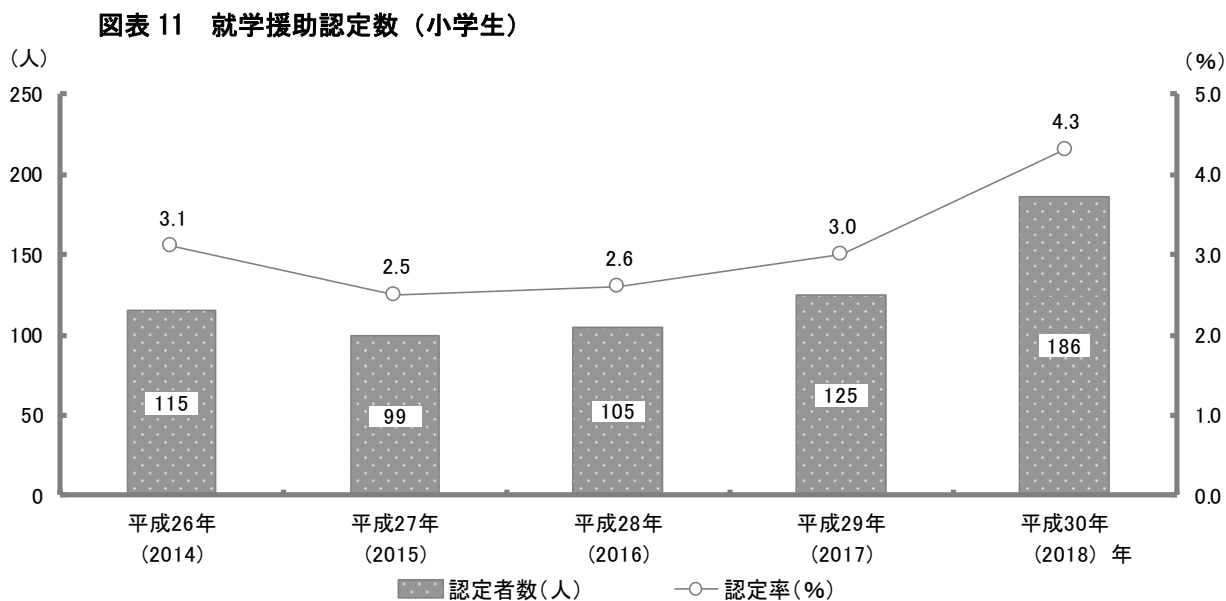
## (10) 18歳未満の子どもがいる世帯数に占める母子・父子世帯の割合の推移

18歳未満の子どもがいる世帯に占める母子・父子世帯の割合の推移は、平成12年の3.2%から上昇し、平成27年は4.0%となっています。



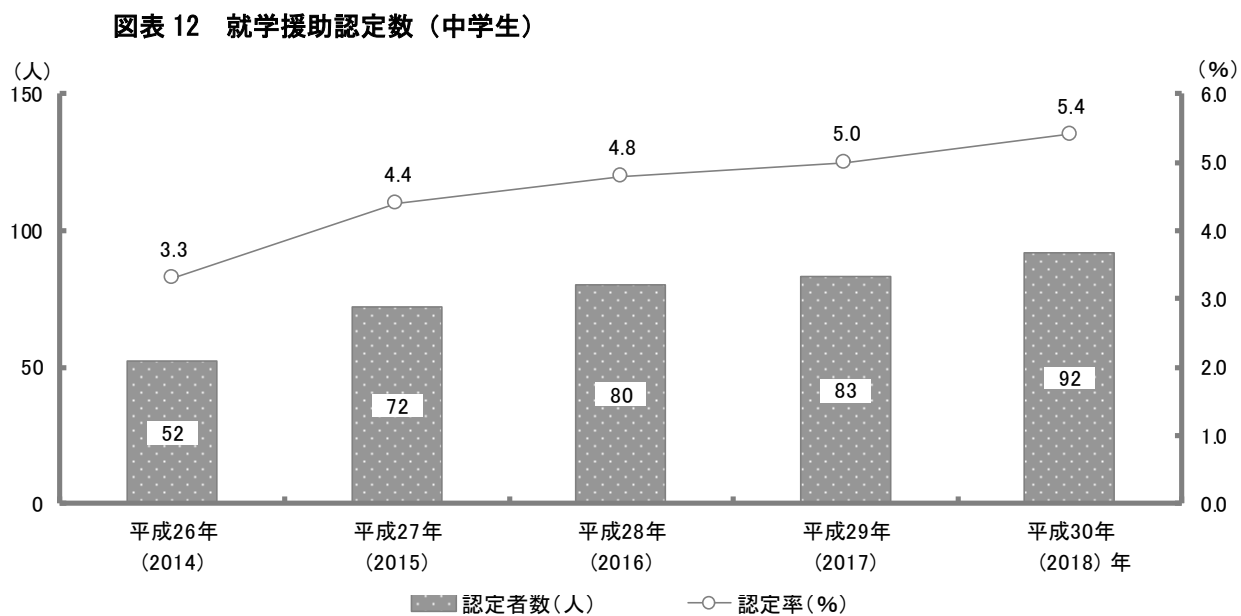
## (11) 就学援助認定数（小学生）

小学生の就学援助認定者数の推移をみると、平成27年以降、認定者数と認定率（全小学生に占める認定者の割合）は増加しています。平成30年は前年に比べて伸びが大きく、認定者数が61人増え186人、認定率は1.3%上昇し4.3%となっています。



## (12) 就学援助認定数（中学生）

中学生の就学援助認定者数の推移をみると、平成26年以降、認定者数と認定率（全中学生に占める認定者の割合）は増加しています。平成30年には認定者数が92人、認定率が5.4%となっています。



## 2 長久手市の子育て支援事業の現状と課題

### (1) 教育・保育施設の現状と課題

<p>①幼稚園</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設であり、1日4時間を標準として子どもの教育を行います。対象年齢は満3歳から就学前までです。</li> <li>・施設の状況 市内3園（いずれも私立） 定員 775 人</li> <li>・通園者（令和元年5月1日現在） 市内幼稚園 755 人、市外幼稚園 682 人</li> </ul>
<p>②認可保育所</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設であり、1日11時間を標準として子どもの保育を行います。対象年齢は0歳児（生後6か月経過後の翌月）から就学前までです。</li> <li>・施設の状況 11園（公設公営6園、公設民営1園、民設民営4園） 定員 1,649 人</li> <li>・通園者（平成31年4月1日現在） 1,571 人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童の解消 平成31年4月1日現在で38人（1、2歳児）の待機児童が発生しており、共働き世帯の増加も見込まれるなど、今後も保育ニーズは増加傾向が続くと予測しているため、受入数の拡充が必要です。</li> </ul>
<p>③地域型保育事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村長の認可を受けて設置・運営される施設であり、1日11時間を標準として子どもの保育を行います。対象年齢は0歳児（満6か月の翌月）から2歳児までです。</li> <li>・施設の状況 6園（いずれも民設民営。家庭的保育2園、事業所内保育1園、小規模保育3園） 定員 65 人</li> <li>・通園者（平成31年4月1日現在） 36 人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童の解消 地域型保育事業所の増加は、待機児童の発生している3歳クラス未満の保育を行っていることから、直接的な待機児童対策となるが、3歳クラス以上の保育の枠も確保する必要があり、保育所と一体的に拡充を行う必要があります。</li> </ul>

④認定こども園	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えるものとして、都道府県知事の認定を受けて運営する施設です。</li> <li>・施設の状況 市内未設置</li> </ul>
---------	---

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の現状と課題

①延長保育事業	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 勤務時間等により、通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、認可保育所で保育時間を延長して就学前の子どもを預かる事業です。</li> <li>・実施の状況 6園（公設公営1園、公設民営1園、民設民営4園）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間格差の解消 現在、延長保育は、市内西部地域の各施設で実施しており、東部地域での実施が必要です。</li> </ul>
②放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育所）	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等で、昼間に家庭で世話をすることができない小学生を預かる事業です。</li> <li>・実施の状況 14か所 児童クラブ（公設公営）8か所 学童保育（公設民営（父母会））6か所 分室2か所を含む 定員903人</li> <li>・利用児童数（平成31年4月1日現在） 883人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童の解消 平成31年4月1日現在で12人の待機児童が発生しており、児童数の増加が見込まれる小学校区や、共働き世帯の増加も見込まれるなど、今後もニーズは増加傾向が続くと予測しているため、受入数の拡充が必要です。</li> </ul>

<p>③子育て短期支援事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を養護施設で一時的に養育します。対象年齢は1歳以上18歳未満です。</li> <li>・実施の状況 市内児童養護施設1か所</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 0件</li> </ul>
<p>④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身状況や養育環境などの把握や助言を行う事業です。</li> <li>・実施の状況 3～4か月児健診前の乳児を対象に、助産師または保健師による訪問を実施</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 652人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び質の向上 訪問者への研修指導等により、訪問の内容及び質を向上し、支援の充実が必要です。</li> </ul>
<p>⑤養育支援訪問事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して保健師による養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。</li> <li>・実施の状況 保健師による家庭訪問</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 実人数7人、延べ22人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・家事援助の実施 養育支援訪問事業のうち育児・家事援助については実施をしていないため、事業の実施が必要です。</li> </ul>

<p>⑥地域子育て支援拠点事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 子育て支援の拠点として、子育ての相談や情報提供、保護者同士の交流会の開催、子どもの遊び場の提供等を通じて子育てをする方を支援する事業です。育児講座や親子遊び、おもちゃづくり等を体験できる教室を開催します。</li> <li>・実施の状況 子育て支援センター1か所、市内児童館6か所（類似施設）</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 利用者数 子育て支援センター18,793人、児童館85,134人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の継続実施 子どもや保護者同士が集まれる子育て支援の場の提供が、継続して必要です。</li> </ul>
<p>⑦一時預かり事業（一時保育事業）</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 保護者が仕事や病気等で子どもを保育することができない場合など、就学前の子どもを一時的に預かる事業です。</li> <li>・実施の状況 市内幼稚園3園 市内保育所5園（公設公営2園、公設民営1園、民設民営2園）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間格差の解消 現在、延長保育は、市内西部地域の各施設で実施しており、東部地域での実施が必要です。</li> <li>・保護者の育児負担の軽減 現在、ほとんどが保護者の仕事を理由とする利用であり、核家族化が進む長久手市において、育児からの一時的な開放を目的とする受入れの実施が必要です。</li> </ul>
<p>⑧病児・病後児保育事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 入院治療は必要ないが安静が必要な子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）が、まだ保育所や小学校などに通えない場合で保護者が保育できない場合に、子どもを一時的に預かる事業です。対象年齢は、生後6か月経過後から小学校6年生までです。</li> <li>・実施の状況 2か所（市内1か所、市外1か所）</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 延べ548人</li> </ul>

<p>⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てに協力したい人（援助会員）との会員組織をつくり、幼稚園、保育所等への送迎や通院の際の預かり等、地域で子育てを支援する事業です。対象（依頼会員）は、生後6か月経過後から小学6年生までの子どもの保護者です。</li> <li>・実施の状況 ファミリーサポートセンター1か所</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 会員数759人、活動件数2,862件</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズの把握 現時点において依頼会員と援助会員のマッチングはできていますが、細かなニーズの把握ができていないため、利用者ニーズの把握が必要です。</li> </ul>
<p>⑩妊婦健康診査事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 妊婦の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び早期治療に努め、妊婦の健康の保持増進をめざす事業です。</li> <li>・実施の状況 妊婦に対して14回分の健康診査受診票を交付し、県内医療機関に委託して実施。県外医療機関、助産所については、償還払いにて対応しています。</li> <li>・利用の状況（平成30年度） 受診票交付者666人、受診者数延べ7,864人</li> </ul>
<p>⑪利用者支援事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 子どもとその保護者や妊娠している方の身近な場所で、それぞれの選択に基づき、教育・保育・保健サービス、その他の施設や地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言し、関係機関との連絡調整を行う事業です。</li> <li>・実施の状況 2か所（保健・保育各1か所）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童などへのアフターフォロー 保育において、待機となった家庭や育児休暇の取得に伴って退園となった家庭に対するアフターフォローができていないため、新たな取組が必要です。</li> <li>・支援体制の強化 相談員である母子保健コーディネーターの人員確保による支援体制の強化が必要です。</li> </ul>

<p>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 低所得で生計が困難な家庭の子どもが通園した際、保育所においては、日用品や文房具の購入費用などを補助します。また、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園においては、副食代を補助することで、円滑な利用を図ります。</li> <li>・実施の状況 保育所においては、令和元年度から制度を開始したが、対象者がいない状況です。 幼稚園においては、幼児教育・保育の無償化に伴い、年収360万円未満の世帯や小学3年生以下の第3子について、世帯の状況に応じて、副食費の全額または一部を給付します。 ※幼稚園：令和2年1月より給付開始</li> </ul>
--------------------------	---


### (3) その他、主な子育て支援事業の現状と課題

<p>①放課後子ども教室</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、学習や遊び、異年齢交流、体験活動などを行っています。</li> <li>・実施の状況 4小学校で実施</li> <li>・利用の状況（平成31年4月1日現在） 登録児童数301人</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域格差の解消 現在、2つの小学校で未実施のため、すべての小学校で開室して地域間格差を解消する必要があります。</li> <li>・ニーズの多様化への対応 一定の割合で預かり目的での利用があり、本来の目的での利用希望者が登録できないことが見受けられるため、こうした点への対応が必要です。</li> </ul>
<p>②認可外保育施設通所助成金</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 保育が必要な生後6か月から3歳未満の児童が認可外保育施設へ通所している家庭に対して保育料の一部を助成しています。</li> <li>・助成の状況（平成30年度） 助成対象児童数54人</li> </ul>



<p>③虐待防止対策</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携して、要保護児童等に対する支援を行います。平成 27 年度から家庭相談室に社会福祉士を配置、平成 30 年度から健康推進課と子育て支援課を「子育て世代包括支援センター」に位置づけ、切れ目ない支援を行うことでの児童虐待の早期発見、虐待予防に努めています。</li> <li>・実施の状況 要保護児童代表者会議 1 回、実務者会議 9 回、ケース会議 7 回</li> <li>・利用の状況（平成 30 年度） 虐待通告件数 14 件 家庭児童相談室相談件数 358 件（DV 被害等含む）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の強化 相談件数や継続支援が増加していることから、職員体制の充実による体制強化が必要です。</li> </ul>
<p>④ひとり親家庭等への支援</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 ひとり親家庭等の自立のため母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育てに関すること、また就業に関する相談・支援等を行っています。</li> <li>・実施の状況 母子・父子自立支援員 1 人</li> <li>・利用の状況（平成 30 年度） 相談・支援件数 185 件 （生活一般：39 件、児童：1 件、経済的支援・生活援助 142 件、その他 3 件）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握 ひとり親家庭の悩みごと、困りごとの把握が必要です。</li> <li>・窓口・相談体制の充実 早期からの自立促進のため、窓口・相談体制の充実が必要です。</li> </ul>

<p>⑤療育支援体制の構築</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要 障がいのある児童が通所療育を受ける際に必要な通所受給者証の交付及び相談支援事業（障がい児対応）を実施しています。</li> <li>・実施の状況 通所受給者証の交付事務 相談支援事業（障がい児対応） 長久手市社会福祉協議会への委託事業として実施</li> <li>・利用の状況 通所受給者証の交付数 207件（平成31年4月1日現在） 相談件数 661件（平成30年度）</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育支援体制の構築 障がい福祉の枠組みにとらわれず、医療、保健、保育、教育、福祉等、多くの機関が連携した療育支援体制の構築が必要です。</li> </ul>
-------------------	---



## 第 3 章 施策内容

## 1 計画が目指す将来像

本計画は、子ども・子育て支援施策の充実に関する方向性を定めた事業計画です。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容及び実施の時期を定め、同法に基づき円滑に業務を実施することで本市の子育て環境を充実していくとともに、市民が地域で役割や居場所を持ち、互いに助け合うことで、生きがいを持って充実した日々を過ごせる、一人ひとりの幸福度が高いまちの実現に向けた施策を引き続き、展開していく必要があります。

このため、本計画の推進にあたっては、前計画で定めた基本理念“子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち ながくて”を継承し、引き続き、各種施策を推進します。

### ■基本理念の考え方

- 市民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が主体的に行動することによって、子どもを通して地域の輪が広がるまちを目指します。
- 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかな成長を促す子育て環境づくりに重点を置きます。
- 親が子育ての責任を果たしつつ、社会や地域に参画できる環境づくりを行います。

### ■基本理念

**子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち  
ながくて**

## 2 課題に対する基本目標

[ 長久手市の課題 ]

[ 基本目標 ]



### 3 基本目標

#### 基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり

子どもの育ちに大きな役割を果たす幼稚園、保育所、認定こども園等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、家庭での子どもの「育ち」と「学び」を補完し、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。また、核家族化の進行や女性の社会進出、高齢者雇用の増加等、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増加している中で、保育・教育サービスへのニーズは年々高まっています。このような中、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の一体的提供を推進するとともに多様な子育て支援サービスを充実します。

#### 基本目標 2 子育て支援が充実したまちづくり

社会や経済環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての不安や孤立感が高まっている中、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため情報提供・相談体制の充実を図るとともに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた支援を充実します。

#### 基本目標 3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

子どもを生み育てようとする親や子育てを行っている親が、不安や負担感を乗り越えられるよう様々な支援を行うことが必要です。

特に、子どもを安心して生み育てられる環境の整備のため、親子の健康支援や相談支援体制の充実、同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実等、安心して子育てができ、本市で暮らし続けることができるよう多様な支援を実施します。

#### 基本目標 4 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により、高齢者や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。このような状況の中、本来地域で担っていた役割を取り戻し互いに助け合うことで、一丸となって子育て世帯を支援する環境づくりに取り組みます。

## 4 施策の体系

[ 基本理念 ]

子どもを通して家族と地域の輪が広がるまち  
ながくて

[ 基本目標 ]

1 教育・保育環境が  
充実した  
まちづくり

2 子育て支援が充実  
したまちづくり

3 安心して子どもを  
生み育てられる  
まちづくり

4 地域が一丸となっ  
て子育てを支える  
まちづくり

[ 施策の方向 ]

1 教育・保育サービスの充実

2 多様な子育て支援サービスの充実

3 仕事と子育てを両立するための環境整備

1 子育て支援のネットワークづくり

2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援  
体制の充実

3 子育て情報の提供と相談体制の充実

1 ライフステージに応じた適切な支援の  
推進

2 すべての子どもが健やかに成長するた  
めの保健施策の充実

1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実

基本目標	事業	
1 教育・保育環境が充実したまちづくり	① 教育・保育サービスの充実	
	(1) 教育・保育サービスの量的拡充 (P42)	
	拡充	保育所の受入れの拡充
	継続	認定こども園への移行の案内
	(2) 教育・保育サービスの質の向上 (P43)	
	継続	民間保育施設に対する補助、幼稚園運営に対する補助
	継続	保育士研修への参加
	継続	1歳児保育事業の保育士配置の充実
	拡充	保育所の自園調理の拡充
	継続	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施
	継続	子どもの権利を尊重した保育の実施
	(3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減 (P44)	
	継続	児童クラブ利用料の軽減
	継続	保育料の軽減
	継続	認可外保育施設利用者への支援
	継続	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施
	(4) 放課後の子どもの居場所づくり (P45)	
	拡充	放課後児童健全育成事業(児童クラブ・学童保育所)の拡充、放課後子ども教室の拡充
	拡充	児童館の改築
	継続	児童館事業の実施
	② 多様な子育て支援サービスの充実	
	(1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実 (P47)	
	拡充	延長保育事業の実施
	拡充	土曜日保育の時間延長の検討
	継続	病児・病後児保育事業の実施
	継続	休日保育の実施
	拡充	一時預かり事業の充実
	継続	出産祝い事業の実施
継続	子育て短期支援事業の実施	
継続	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施	
新規	産休明け保育の実施	
新規	子どもの預かり事業の実施	
継続	地域子育て支援拠点事業の実施	
継続	児童館事業の実施《再掲》	
③ 仕事と子育てを両立するための環境整備		
(1) 男女が共に子育てに参加することへの支援 (P49)		
継続	男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発	
継続	男女共同参画の推進	

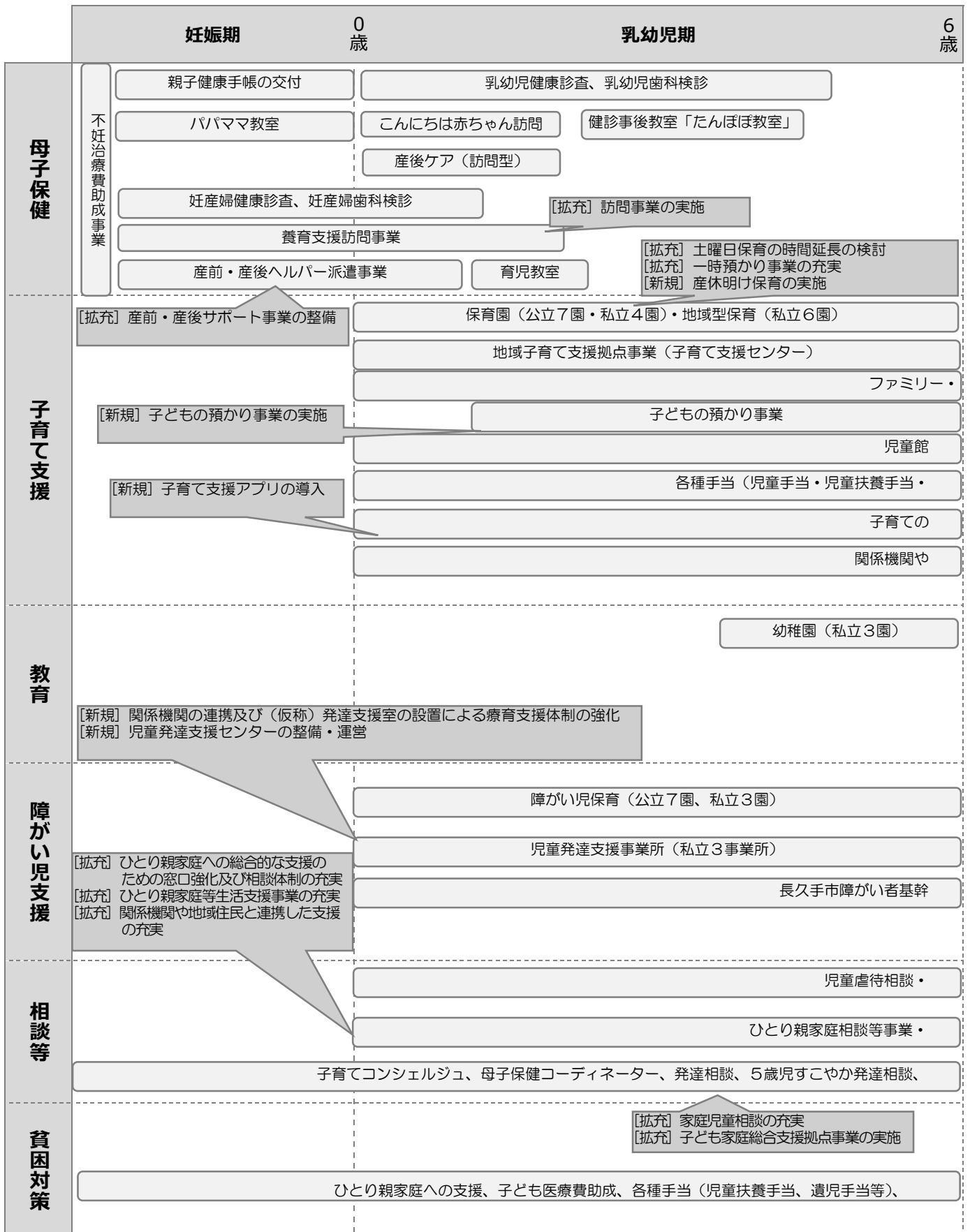


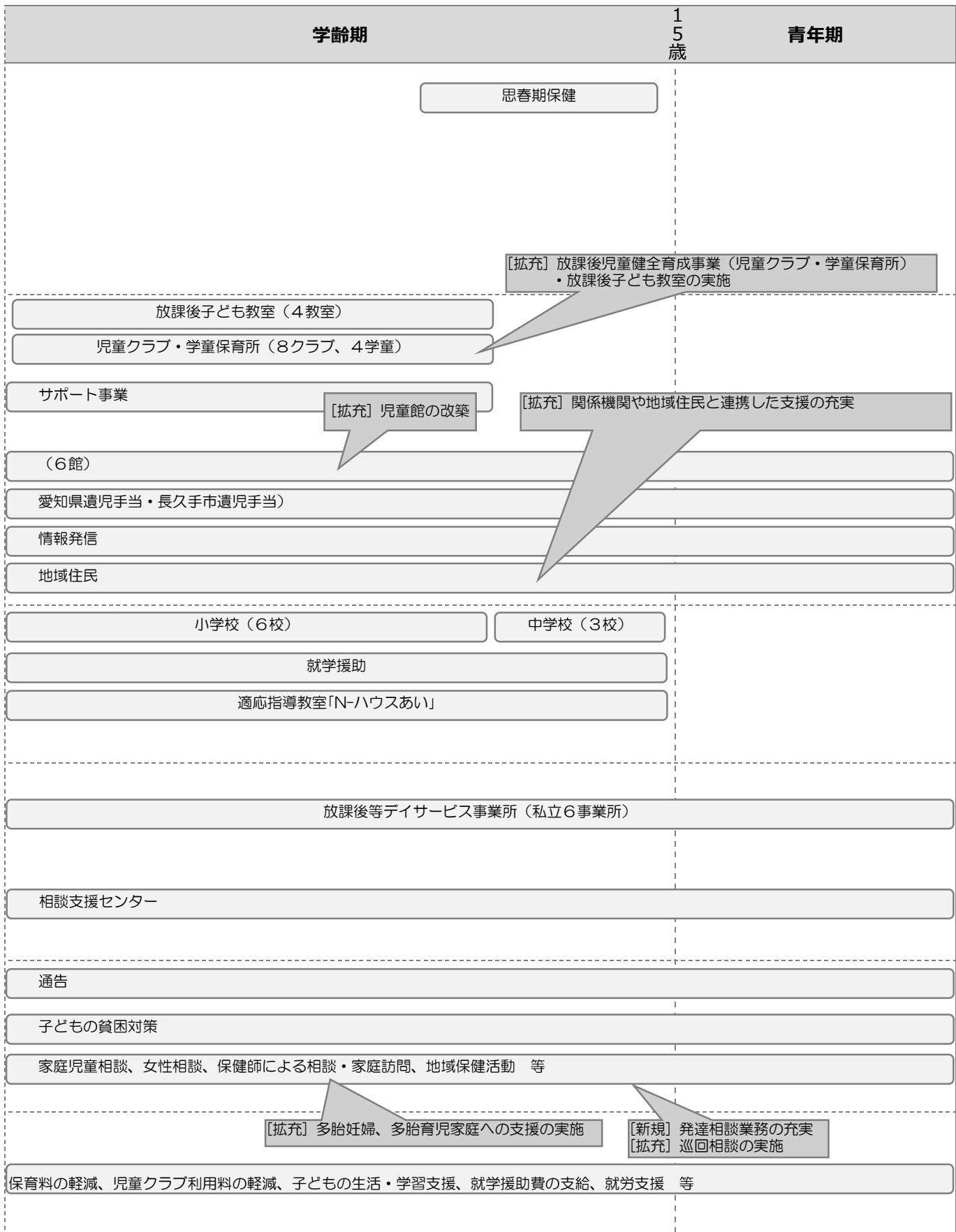
基本目標	事業	
2 子育て支援が充実したまちづくり	① 子育て支援のネットワークづくり	
	(1) 子育て支援のネットワークづくりの推進 (P50)	
	継続	地域子育て支援拠点事業の実施《再掲》
	継続	子育てサークルや子育てボランティアの支援
	② 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実	
	(1) 児童虐待防止対策及び権利擁護の推進 (P51)	
	継続	家庭児童相談の充実
	継続	要保護児童等に対する支援体制の強化
	拡充	子ども家庭総合支援拠点事業の実施
	継続	DV防止対策の充実
	(2) 子どもの貧困対策の推進 (P53)	
	拡充	貧困家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の強化
	継続	女性相談事業の実施
	拡充	関係機関や地域住民と連携した支援の充実
	継続	助産施設入所・母子生活支援施設入所措置事業の実施
	継続	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
	継続	母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施
	継続	遺児手当（愛知県・長久手市）の支給
	継続	児童扶養手当の支給
	継続	児童手当の支給
	継続	子ども医療費助成の実施
	継続	母子・父子家庭医療費助成の実施
	継続	保育料の軽減《再掲》
	継続	児童クラブ利用料の軽減《再掲》
	継続	生活困窮者自立支援事業の実施
	継続	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
	継続	自立支援教育訓練給付金の実施
	継続	高等職業訓練促進給付金の実施
	継続	就学援助費の支給
	継続	子どもの生活・学習支援の充実
拡充	貧困家庭への生活支援事業の充実	
③ 子育て情報の提供と相談体制の充実		
(1) 利用者支援体制の充実 (P56)		
継続	利用者支援事業の実施	
継続	家庭児童相談の充実《再掲》	
新規	子育て支援アプリの導入	
継続	地域子育て支援拠点事業の実施《再掲》	

基本目標	事業
3 安心して子どもを 生み育てられるま ちづくり	① ライフステージに応じた適切な支援の推進
	(1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備 (P57)
	継続 利用者支援事業の実施《再掲》
	継続 関係機関との連携強化
	継続 妊娠届出書アンケートの確認と面談の実施
	拡充 訪問事業の実施
	拡充 産前・産後サポート事業の整備
	拡充 多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施
	継続 地域保健活動の実施
	(2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実 (P59)
	継続 健康教育(各種教室)の実施
	継続 健康相談(各種相談)の実施
	拡充 訪問事業の実施《再掲》
	継続 地域保健活動の実施《再掲》
	継続 利用者支援事業の実施《再掲》
	② すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実
	(1) 健全な妊娠への啓発と促進 (P60)
	継続 思春期保健の実施
	継続 不妊治療費助成事業の実施
	(2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援 (P61)
	継続 妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施
	継続 乳幼児健康診査・相談等の実施
	継続 歯科保健の実施
	(3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実 (P62)
継続 障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築	
新規 関係機関の連携及び(仮称)発達支援室の設置による療育支援体制の強化	
新規 発達相談業務の充実	
拡充 巡回相談の実施	
新規 児童発達支援センターの整備・運営	
継続 障がい児保育の実施	

基本目標	事業	
4 地域が一丸となって 子育てを支えるまちづくり	① 身近な地域で支え合う子育て支援の充実	
	(1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進 (P64)	
	継続	ボランティア活動の推進
	継続	保育所での野菜づくり
	継続	子ども会への支援
	(2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進 (P65)	
	継続	保育所地域活動事業(たけのこクラブ)の実施
	継続	地域保健活動《再掲》
	継続	育児相談事業の実施
	拡充	関係機関や地域住民と連携した支援の充実《再掲》

## 5 ライフステージごとの支援





## 6 施策の展開

### 基本目標 1 教育・保育環境が充実したまちづくり

#### 施策の柱 1 教育・保育サービスの充実・・・・・・・・

教育・保育ニーズの高まりに対応し、待機児童ゼロを達成するため、教育・保育施設の提供体制を拡充し、保育・教育施設の良い環境や機能等の強化を支援し、量的な拡充と質を向上します。

#### (1) 教育・保育サービスの量的拡充

待機児童の解消や女性の就労率の上昇等による保育ニーズの高まりに対応していくため、保育所の改築や家庭的保育や事業所内保育、小規模保育等の地域型保育事業を進め、教育・保育サービスを量的に拡充します。

事業名	内容
保育所の受入れの拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>○待機児童の解消や生活の場としての適切な保育環境の提供に向けて、まずは上郷保育園の移転により、定員を増やします。</li><li>○長湫東保育園の改築や小規模保育事業の拡充、民間事業者を活用した保育施設を新設します。</li><li>○中長期的な視点で今後の保育需要に対応するため、保育施設の整備計画を策定します。</li></ul>
認定こども園への移行の案内	<ul style="list-style-type: none"><li>○幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園に関して、市内事業者に対して意向を確認します。</li></ul>

## (2) 教育・保育サービスの質の向上

教育・保育サービスが利用できる体制とともに、子どもの最善の利益を尊重し、安心して預けることができる安全な環境が整備されることが必要不可欠です。民間運営者への支援や保育士の研修などを通して、保護者と子どもが安心・安全に教育・保育サービスを利用できるよう取組を進めます。また、保育の受け皿を拡大するため、多様な事業者の参入を促進します。

事業名	内容
民間保育施設に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間保育園が実施する一時保育や休日保育等の事業の実施に対して、事業費を補助します。</li> <li>○3歳未満児の受け皿として機能する地域型保育施設が継続的かつ安定的に事業を運営できるよう、地域型保育事業の運営費を補助します。</li> </ul>
幼稚園運営に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、幼稚園の運営費を補助します。</li> </ul>
保育士研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の質の向上のため、愛知県等が実施する研修等に参加します。</li> <li>○本市独自の研修を実施し、公営・民営を問わず保育士の参加を呼びかけます。</li> </ul>
1歳児保育事業の保育士配置の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士1人が保育する1歳児の人数について、国基準（1歳児6人に対し保育士1人）に対して独自の基準（1歳児4人に対し保育士1人）を設け、保育の質を確保します。</li> </ul>
保育所の自園調理の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上郷保育園の移転に合わせ、自園調理を開始します。</li> <li>○長湫北保育園の調理設備を整備し自園調理を実施します。</li> </ul>
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の受け皿を拡大するため、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について相談・助言等のサポートを行います。</li> </ul>
子どもの権利を尊重した保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行います。</li> <li>○国のガイドライン等を参考に子どもの権利や気持ちを尊重した保育の実施に関するマニュアルや定期的なセルフチェック、研修等の実施を通じて、保育所職員としての倫理観・人間性を高め、資質を向上します。</li> </ul>

### (3) 教育・保育サービス利用者等の負担軽減

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育サービスの利用者等の所得に応じた適切な補助等を実施し、子育て支援サービスを利用したくても利用できない家庭がないように支援します。

事業名	内容
児童クラブ利用料の軽減	○生活保護受給家庭や低所得家庭等に対して利用料の減免制度を継続し、児童クラブ利用料の負担を軽減します。
保育料の軽減	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。
認可外保育施設利用者への支援	○認可外保育施設に通所する0歳児から2歳児までの児童の保護者に対して保育料を助成します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	○世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る、日用品や文房具、物品の購入、行事への参加に必要な費用を軽減します。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園に係る副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成します。



#### (4) 放課後の子どもの居場所づくり

就学前に保育サービスを利用していた子どもが、小学校に入学した際に放課後の居場所が無くなることのないよう、また、子どもたちの安心・安全な居場所を確保するため、児童館、児童クラブ、学童保育所、放課後子ども教室等を活用することで放課後児童対策を充実します。

事業名	内容
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ・学童保育所) の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童クラブについて、今後人口増加が見込まれる東小学校区では、今後新築移転する上郷児童館内に児童クラブ室を配置し、現在の上郷児童館からの移転に伴い、受入数を拡充します。</li><li>○待機児童の解消や生活の場としての適切な保育環境の提供に向けて、民間事業者を活用した児童クラブを整備します。</li><li>○学童保育所について、継続的かつ安定的に事業を運営できるよう定期的に意見交換を行い、運営面での課題を共有し、解決します。</li></ul>
放課後子ども教室の体制見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業本来の目的である、地域住民の参画を得て、体験活動や交流活動等の取組を促進するため、学校と地域との連携・協働体制による運営も視野に入れながら、市民も交えて整理します。</li><li>○現在、預かり目的を理由に登録している一定割合の利用者について、児童クラブや学童保育への統合化を図ります。</li></ul>
児童館の改築	<ul style="list-style-type: none"><li>○施設の老朽化に伴い、農村環境改善センター多目的広場（グラウンド）に児童館を新設し、現在の上郷児童館から児童館機能を移設します。なお、多目的広場には、児童館に加えて、上郷保育園及び児童発達支援センターとの一体的な整備を行います。</li></ul>

事業名	内 容
<p>児童館事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子どもたちの交流の場として、子どもたちを健全に育成するため、地域住民との交流や、乳幼児の親子を対象にした取組みなどを積極的に実施します。</li> <li>○改正児童館ガイドラインに沿った児童館運営ができるよう、児童館運営の改善を行います。</li> <li>○児童館における各種の取組において、子どもが意見を述べる場を提供し、子どもの権利を尊重します。</li> </ul>

## 施策の柱2 多様な子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

すべての子どもの幸せを第一に考えるとともに、働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズをとらえ、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

### (1) 選択肢を増やす多様なサービスの充実

働きたいと考えている保護者や、働きながら子育てをしている保護者のニーズに柔軟に対応するとともに、すべての子どもの幸せを第一に考え、多様な保育サービスの提供や子育て支援サービスを拡充します。

事業名	内容
延長保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なニーズへの対応として保育園2か所で午前7時から保育を実施し、6か所で午後7時まで保育を実施しています。</li> <li>○利用者ニーズを把握し、必要性を見極めた上で上郷保育園の移転後に延長保育を実施します。</li> </ul>
土曜日保育の時間延長の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、公立3園、民間4園で土曜日保育を午後6時まで実施しています。</li> <li>○上郷保育園の移転後に土曜日保育の時間を延長し、長湫東、長湫西、長湫南保育園の土曜日保育を他の保育園と一体化します。</li> </ul>
病児・病後児保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病気や病気の回復期にある児童の保育を行います。現在の病児・病後児保育2施設の実施を継続します。</li> </ul>
休日保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労の多様化に伴い、働きながら子育てをしている保護者の保育ニーズに対応するため、民間保育園1園で休日保育を継続します。</li> </ul>
一時預かり事業の充実(一時保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、公立4園、民間1園で実施している一時保育について、事業を継続します。</li> <li>○上郷保育園の移転後に新たに事業を実施します。</li> </ul>

事業名	内 容
出産祝い事業の実施	○交流都市宣言をしている南木曾町との地域間交流事業である出産祝い事業を継続し、木曾の木材を使用した出産祝い品を配布します。
子育て短期支援事業の実施	○現在、市内児童養護施設1か所に対応可能であり、今後も継続して実施します。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	○現時点で依頼に対するマッチングや援助活動はできていますが、新たなニーズに対応するため、ニーズ調査を実施します。
産休明け保育の実施 《新規》	○生後間もない乳児が対象となるため、施設面や衛生管理等の課題を整理し、産後57日目からの産休明け保育を新たに実施します。
子どもの預かり事業の実施 《新規》	○子育て中の保護者を対象に医療機関・健診の受診や短時間の就労、買い物等の間、育児から離れる時間を確保することを目的に保育の一時預かり事業とは別に短時間、一時的に子どもを預かる事業を新たに実施します。
地域子育て支援拠点事業の実施	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達、子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を今期も継続して行います。
児童館事業の実施 《再掲》	<p>○地域における子どもたちの交流の場として、子どもたちを健全に育成するため、地域住民との交流や、乳幼児の親子を対象にした取組みなどを積極的に実施します。</p> <p>○改正児童館ガイドラインに沿った児童館運営ができるよう、児童館運営の改善を行います。</p> <p>○児童館における各種の取組において、子どもが意見を述べる場を提供し、子どもの権利を尊重します。</p>

### 施策の柱3 仕事と子育てを両立するための環境整備・・・・・・・・

夫婦共働き世帯の増加や男性の長時間労働の傾向が続く中、子育てを行う親が性別に関わりなく家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを推進することが求められています。このことについて市民一人ひとりが理解を深めることができるよう、広報紙・ホームページ、講座を通じた周知、広報及び啓発等を行います。

---

#### (1) 男女が共に子育てに参加することへの支援

---

男女が共に子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、広報紙・ホームページ等によりワーク・ライフ・バランスについて周知、広報を行うとともに、父親の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。これらの施策は、第3次長久手市男女共同参画基本計画に基づいて推進します。

事業名	内容
男女が共に子育てができる働き方の実現のための啓発	○育児・介護休業制度等について広報紙・ホームページ、講演会や各種イベント等で周知・広報を行うほか、男性の育児参加に関する講座の開催等による啓発を行います。
男女共同参画の推進	○第3次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、長久手市DV防止基本計画を含む）を踏まえ、男女共同参画審議会による評価・提案等に基づき、今期も継続して同計画に基づく施策を実施します。

## 基本目標 2 子育て支援が充実したまちづくり

### 施策の柱 1 子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・

身近な地域で子どもの健やかな成長を支援するためには、教育・保育施設やサービスを充実させるほか、十分手を差し伸べることができないニーズに対しては、共助による支援が必要不可欠です。このため、地域資源を活用した子育て支援情報の提供や、自主的な子育てグループによる活動を促進し、これらの連携・交流の促進と情報の共有化等、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

#### (1) 子育て支援のネットワークづくりの推進

地域子育て支援拠点事業による親子の交流の場の提供、子育て支援情報の提供、関連機関や子育て支援活動を行っているグループとの交流・支援のほか、ネットワークづくりのための機能を強化します。

事業名	内容
地域子育て支援拠点事業の実施《再掲》	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達、子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。
子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援	○子育てサークルや子育てボランティア育成のための講習会の企画や運営等の支援を行います。 ○団体等の活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動場所の提供等の支援を行います。

## 施策の柱2 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実・・・

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、身近な地域において適切な支援措置を講じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。このため、児童虐待防止のための施策の充実、ひとり親家庭への支援、貧困の状態にある子ども家庭への支援をそれぞれ充実します。

### (1) 児童虐待防止対策及び権利擁護の推進

近年、児童虐待の通告や相談件数は増加しています。家庭児童相談室を中心に児童虐待の早期発見・防止を図るため、関係機関と密接な連携を図り、地域の中で予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまでの支援・ケア体制の整備に取り組みます。また、合わせてDV防止対策を充実します。

児童虐待は子どもの権利の侵害であり、子どもの権利の擁護は社会全体で取り組むべき課題です。このため、子どもの最善の利益を実現するため、すべての子どもの権利が侵害されることなく、子どもが主体となる環境を推進します。

事業名	内容
家庭児童相談の充実	○相談員の増員、質的向上を行うなど、体制を強化します。
要保護児童等に対する支援体制の強化	○要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、要保護児童等に対する支援を行います。 ○支援に関わる職員の専門性の強化、職員体制の充実等による体制を強化します。
子ども家庭総合支援拠点事業 <sup>1</sup> の実施	○子ども家庭の実情の把握や相談への対応、虐待・DV等で生活支援が必要なケースの総合調整等を行う機関として他機関との連携を推進していくために人員の確保や職員の資質向上を進めます。

<sup>1</sup> 「子ども家庭総合支援拠点」の業務は、虐待の対応を含め地域の全ての子どもや家庭の相談に対応する子どもへの支援の専門性を持った機関・体制づくりを行い、全ての子ども家庭の実情の把握・情報の提供・相談への対応・総合調整等を受ける場として、他機関と連携を図りつつ協働して支援を行うものです。

事業名	内 容
DV防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV防止に関する広報・啓発活動を今期も継続して進めます。</li> <li>○関係職員の資質向上の推進、また中央児童・障害者相談センター、愛知県女性相談センター、警察等関係機関との連携強化を進めます。</li> <li>○早期発見のための体制整備及び相談体制の充実、対象者の自立支援を行います。</li> </ul>



## (2) 子どもの貧困対策の推進

貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、「貧困の連鎖」を未然に防ぐため、相談体制を充実するとともに、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援を行います。

事業名	内容
<b>貧困家庭への総合的な支援のための窓口強化及び相談体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当の現況届等の手続きの場を活用するほか関係機関と連携し、訪問等により困りごとの把握をします。</li> <li>○生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を自立支援員が行います。</li> <li>○世帯に応じた就労や子育て、生活全般について総合的な支援を関係機関と連携しながら、訪問相談や同行支援など適切に進められるよう人的強化等の体制整備を進めます。</li> </ul>
<b>女性相談事業の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子家庭や寡婦・寡夫の方の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。</li> <li>○関係機関との連携を推進し、適切な支援を行います。</li> </ul>
<b>関係機関や地域住民等と連携した支援の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関と連携します。</li> <li>○地域共生ステーションをはじめとした地域住民との連携を推進していきます。</li> </ul>
<b>助産施設<sup>2</sup>入所・母子生活支援施設<sup>3</sup>入所措置事業の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助産施設への入所措置を行い、出産に要する費用の一部または全部を支給します。</li> <li>○母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の生活に要する費用の一部または全部を支給します。</li> </ul>
<b>ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、1か所のヘルパー事業所に対応可能であり、継続して実施します。</li> </ul>

<sup>2</sup> 「助産施設」とは保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入院し、助産を受けることができる施設です。

<sup>3</sup> 「母子生活支援施設」とは経済的な理由により日常生活が不能となった母子が自立支援を目的に入所する施設です。

事業名	内 容
母子・父子家庭福祉資金貸付事業の実施	○母子または父子家庭、寡婦家庭の生活や職業の安定と向上、児童の福祉増進を目的として、必要な資金の貸付を継続して行います。
遺児手当（愛知県・長久手市）の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、継続して遺児手当を支給します。
児童扶養手当の支給	○母子または父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に継続して児童扶養手当を支給します。
児童手当の支給	○家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成のため、中学校卒業までの児童の養育者に対して、継続して児童手当を支給します。
子ども医療費助成の実施	○中学校卒業までの児童が病気などで病院等を受診したときに継続して医療費の自己負担額を助成します。
母子・父子家庭医療費助成の実施	○母子または父子家庭等の18歳以下の児童の母、父及び児童の医療費の自己負担額を継続して助成します。
保育料の軽減《再掲》	○市独自で、愛知県の補助事業に基づく第三子保育料無料化事業を継続し、保育料を軽減します。
児童クラブ利用料の軽減《再掲》	○生活保護受給家庭や低所得家庭の負担軽減のため、活動費の減免制度を継続し、児童クラブ利用料を軽減します。
生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者相談窓口「長久手市くらし・しごと・つながり支援センター」において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困っている方が困窮状態から自立できるよう支援を行います。今期も継続して実施します。
生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	○ハローワークと連携して就業支援を継続して実施します。
自立支援教育訓練給付金の実施	○経済的自立のために厚生労働省指定の職業能力開発講座を受講した場合に、給付金を支給します。
高等職業訓練促進給付金の実施	○就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関に在学した場合に、給付金を支給します。
就学援助費の支給	○経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を行います。

事業名	内 容
<p>子どもの生活・学習支援の充実</p>	<p>○生活保護受給世帯、就学援助世帯、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や生活相談、生活習慣の習得を目的とした、子どもの生活・学習支援事業を小学生から中学生までを対象に実施します。</p> <p>○事業内容等については随時検討しながら、継続して実施します。</p>
<p>貧困家庭への生活支援事業の充実</p>	<p>○現在は、年齢や学年が上がることにより必要になる経費やその時期、事前に行うべき準備に関する情報を提供する目的で、進学説明会や生涯設計等に関する講演会を開催します。</p> <p>○児童扶養手当現況届等の窓口の活用等によりひとり親家庭等のニーズを把握し、ニーズに応じた取組を展開します。</p>

### 施策の柱3 子育て情報の提供と相談体制の充実・・・・・・・・

子育てに対する保護者の心理的負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするため、多様な子育て支援サービスを充実し、利用する保護者がそれぞれの状況に応じて適切なサービスを選ぶことができるよう、十分な情報の提供と総合的な相談支援体制を充実します。

#### (1) 利用者支援体制の充実

多様な子育て支援サービスについて利用者が自由に選択でき、適切に利用できるよう、様々な媒体を活用した情報提供体制を整備します。合わせて総合的な相談支援体制を充実します。

事業名	内容
利用者支援事業の実施	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュや、母子保健分野の母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を継続して実施します。
家庭児童相談の充実 《再掲》	○相談員の増員、質的向上を行うなどして、体制を強化します。
子育て支援アプリの導入 《新規》	○子育てに関する行政、関係団体等のサービスの案内を発信することができる子育て支援アプリを導入します。 ○子育てに関する様々な情報の提供について検討していきます。
地域子育て支援拠点事業の実施 《再掲》	○地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達や子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行います。

## 基本目標3 安心して子どもを生み育てられるまちづくり

### 施策の柱1 ライフステージに応じた適切な支援の推進・・・・・・・・

妊娠から出産、育児などのライフステージに応じた多様な施策を実施します。

#### (1) 妊娠から産後の育児までの継続した支援体制の整備

妊娠から産後の育児まで切れ目ない一貫した支援を継続して展開するため、支援を必要とする妊産婦、乳児及びその家族が健全な妊娠、出産及びその後の育児に取り組むことができるよう、潜在的なニーズも踏まえ、身近な場所での相談体制を整えていきます。

また、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を一体的に提供するため、子育て世代包括支援センターを核としながら、関係機関との連携を強化します。

産前・産後サポート事業の実施によるきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、関係機関と連携することで、地域資源を活かしながら子どもを生み育てやすい環境整備及び地域づくりを目指します。

事業名	内容
利用者支援事業の実施 《再掲》	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュや、母子保健分野の母子保健コーディネーターにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を継続して実施します。
関係機関との連携強化	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュ、母子保健分野の母子保健コーディネーター及び家庭児童相談室の相談員との連携を推進し、子育て世代包括支援センター <sup>4</sup> の機能を強化します。

<sup>4</sup> 子育て世代包括支援センターとは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、妊産婦及び乳幼児の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、支援プランの策定及び関係機関との連絡調整を行います。長久手市では、子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーター、家庭相談員の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施しています。

事業名	内 容
<p>妊娠届出書アンケートの 確認と面談の実施</p>	<p>○親子（母子）健康手帳を妊婦に交付する際に、妊娠届出書に記載されているアンケート項目の「妊娠したときの気持ち」、「困りごと、悩みごと」等の記載内容から、妊婦自身の身体の状態や家庭環境、身近な援助者の有無等について現状を確認します。</p> <p>○支援を必要とする妊婦やその家族については、いつからどのような支援が必要か関係機関も含めて検討し、必要な時期に応じた支援を行っていきます。</p>
<p>訪問事業の実施</p>	<p>○妊婦訪問及び生後3～4か月前までの乳児を対象とするこんにちは赤ちゃん訪問や、その後の月齢に応じた乳幼児を対象とする訪問事業等を行い、育児に関する情報提供や相談を行います。</p> <p>○養育支援訪問事業に関して、相談支援のほかに家庭内での育児支援や家事等の援助の実施について検討します。</p>
<p>産前・産後サポート事業の 整備</p>	<p>○産前及び産後の母体の体調管理を行い、心身ともに安心・安全に自信を持って家族全体で育児に取り組めるよう、産前・産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業訪問型を実施し、産前・産後のケアに取り組みます。</p> <p>○産後ショートステイ等の支援事業を実施します。</p>
<p>多胎妊婦、多胎育児家庭への 支援の実施</p>	<p>○育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、保健師、助産師等の相談支援を実施します。また、相談支援に関わる職員の専門性の強化による体制の強化を行います。</p> <p>○親子（母子）健康手帳交付、こんにちは赤ちゃん訪問事業及び乳幼児健診等の活用により多胎妊婦や多胎育児家庭のニーズを把握し、事業を展開します。</p>
<p>地域保健活動の実施</p>	<p>○保健師が地域共生ステーションや児童館をはじめとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。</p>

## (2) 妊産婦及び乳幼児への啓発・相談事業の充実

すべての子どもとその家族が健康に過ごすことができるよう、妊産婦、母親だけに限らず、父親や子どもに関わる家族全体への啓発活動を充実します。

また、支援が必要な対象者への個別対応としては、訪問等の取組をはじめとした切れ目のない支援を目指します。

さらに、多様な場所に保健師が出向き、妊産婦や乳幼児の保護者が気軽に相談できる環境を整え、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

事業名	内容
健康教育（各種教室）の実施	○妊婦やその夫を対象とした「パパママ教室」、父親、母親及び家族を対象とした「育児に関する教室」「のびのび計測」等を行い、情報提供を図り、保護者の交流の場を提供します。
健康相談（各種相談）の実施	○気軽に相談できる場所や場面の確保に努め、月齢や年齢に応じた育児や子どもの発達について相談しやすい環境を整備します。また、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職の相談員を配置することで相談体制を充実します。
訪問事業の実施 《再掲》	○妊婦訪問、生後3～4か月前までの乳児を対象とするこんにちは赤ちゃん訪問、その後の月齢に応じた乳幼児を対象とする訪問事業等を行い、育児に関する情報提供や相談を行います。
地域保健活動の実施 《再掲》	○保健師が地域共生ステーションや児童館をはじめとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。
利用者支援事業の実施 《再掲》	○子育て支援分野の子育てコンシェルジュや、母子保健分野の母子保健コーディネーターにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を継続して実施します。

## 施策の柱2 すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実・・・

子育てのどの時期においても健やかな発達が促進できるように、時期に応じた健診等の保健施策及び障がいのある児童への支援施策を充実します。

### (1) 健全な妊娠への啓発と促進

これから生み育てる世代となる思春期の中学生等に対して、妊娠・出産の正しい知識や命の尊さの啓発をすることで、望まない妊娠を防止します。

また、妊娠を望む夫婦に対しては、不妊治療に対する助成を行います。

事業名	内容
思春期保健の実施	○これから生み育てる世代となる中学生等を対象に、望まない妊娠を防止するため、妊娠・出産の正しい知識の啓発、命の尊さについての理解を深めることを目的に命の学習を行います。
不妊治療費助成事業の実施	○医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた夫婦に対して助成金を支給することで、子どもを生み育てやすい環境を整備します。



## (2) 妊産婦及び乳幼児の健全な発達への支援

健康診査を行うことで、その時期に応じた発育や発達の確認をしていきます。質の高い健康診査の実施を目指し、健診の精度や受診率の向上、対象者が受診しやすい健診の環境を整備します。また、健診後は時期に応じた適切な支援を行います。

事業名	内容
妊産婦健康診査費用の一部公費負担の実施	○妊娠初期から産後の母体の健康管理を目的に、妊産婦健康診査の費用を一部公費負担とし、定期的に医療機関で健康診査を受診しやすい体制を整備します。
乳幼児健康診査・相談等の実施	○定期的に子どもの発達を確認して、疾病の早期発見や早期治療へとつなげることを目的として、3～4か月児、10～11か月児、1歳6か月児、3歳児、3歳8か月児、5歳児等を対象とした健康診査・健康相談を実施します。その他、乳児健診を医療機関で受診する費用及び新生児聴覚検査を受診する費用を一部公費負担とし、月齢に対応した健診を実施します。 ○発達等が心配な子どもに対しては経過を確認し、保護者には必要な情報提供や相談を行う等の支援を行います。乳幼児健康診査・相談では、育児状況や保護者の不安を把握するとともに、育児不安に早期に対応して虐待を予防します。
歯科保健の実施	○妊娠中、産後、10～11か月、1歳6か月、3歳、3歳8か月等の月齢や時期に応じた歯科検診、フッ素塗布、健康教育を行います。 ○かかりつけ医での定期的な歯科検診を勧奨していきます。

### (3) 障がいのある児童とその家族への支援の充実

障がいのある児童が身近な地域で安心して過ごせるようにするため、医療機関、保健センター、保育所・幼稚園、学校、相談支援事業所、障がいのある児童に関わる組織等のネットワークを構築し、切れ目のない療育支援体制を整備します。それら関係機関の調整と全体の統括を担う組織として（仮称）発達支援室を設置します。

また、就学前の児童が地域で必要な療育を受けられる機会を確保するため児童発達支援センターの整備を行い、支援体制を強化します。

事業名	内容
障がい者自立支援協議会等を活用した支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会の作業部会（つなぐ会・ささえる会）で、障がいのある児童を取り巻く環境の現状把握と支援体制の強化を進めます。</li> <li>○庁内関係課等を構成員とするつなぐ会では、児童発達支援センターの設置を含め、医療、保健、保育、教育、福祉等、広義の療育支援体制の整備を行います。</li> <li>○市内通所事業所を対象とするささえる会では、サービスの質の向上、事業所間の情報共有を目的に講習会等を開催しています。</li> <li>○これらについては、障がい福祉施策及び子ども・子育て支援施策にも反映させていきます。</li> </ul>
関係機関の連携及び（仮称）発達支援室の設置による療育支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい福祉の枠組みにとらわれず、医療、保健、保育、教育、福祉各分野の児童に関わる多機関が連携を密にして療育支援体制を構築する必要があることから、市の療育支援体制全体を統括する「（仮称）発達支援室」を設置します。</li> <li>○「（仮称）発達支援室」では、発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントや家族を含めた包括的な支援を行います。また、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。</li> <li>○課題解決のため、必要に応じて関係機関による検討会議を開催し、既存の長久手市障がい者自立支援協議会と連携しつつ、子どもを取り巻く様々な課題に対して多機関で対応します。</li> </ul>

事業名	内 容
発達相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称) 発達支援室」に子どもの発達に関する相談窓口を集約し、小児精神科医や臨床心理士等が発達の専門相談と発達確認を行います。</li> <li>○発達確認の結果説明と合わせて、その後必要な支援やサービスについて案内します。</li> </ul>
巡回相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「(仮称) 発達支援室」の相談員等が、市内の保育所・幼稚園、学校等関係機関への巡回相談を実施します。</li> <li>○障害児通所支援の一つである、保育所等訪問支援とは別の位置付けとし、関係機関の職員や保護者からの相談に対応するほか、障がいのある児童の早期発見、早期対応のための助言等を行います。</li> </ul>
児童発達支援センター <sup>5</sup> の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当面の間は親子通園施設すぎのこ教室において、知的発達や運動発達の面で心配があると思われる児童を対象に支援を行います。児童発達支援センターを整備し、就学前児童への法定の療育プログラムである児童発達支援等を行うことで、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる体制を構築します。</li> </ul>
障がい児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳児クラス以上の保育を行うすべての保育園で、障がい児保育を実施しています。今後も地域の保育園で事業を継続します。</li> </ul>

<sup>5</sup> 「児童発達支援センター」とは障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適用のための訓練を行う施設です。

## 基本目標 4

## 地域が一丸となって子育てを支えるまちづくり

### 施策の柱 1 身近な地域で支え合う子育て支援の充実・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな育ちを実現するためには、社会全体で支援していくことが必要です。このため、これまで身近な地域で担ってきた役割を取り戻し、互いに助け合うことで、子育て世帯に対して一丸となって支え合う地域社会づくりを進めます。

また、次代の親を育成する観点から、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭を持つことの重要性について理解を深めることが重要であることから、世代間交流を始め、親子の気づきを促す機会等を充実します。

#### (1) 身近な地域で支え合う子育て支援の推進

地域の人々が子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えていくため、多世代交流や世代間交流をはじめ、ボランティア活動を推進するとともに、市民の方が主体となり対応していくことができるよう、必要な環境づくり等を推進します。

事業名	内容
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の高齢者による保育活動の補助や保育所の環境整備のお手伝い等、今まで人生の中で培われたノウハウを活かして様々な活動のお手伝いをいただき、多世代交流を図るとともに身近な地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。</li><li>○地域の住民及び近隣の学生による児童館活動の補助や児童館の環境整備の手伝い等を通して児童及び幼児とその保護者との世代間交流を図るとともに地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。</li></ul>
保育所での野菜づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>○保育所や地域の畑で、地域の人々の支援を受けながら、子どもたちと一緒に季節の野菜を育て、食することで、野菜の生長や収穫の喜び、食のありがたみを体験します。</li></ul>
子ども会への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○子ども会活動に対して補助を行い、青少年の健全育成を推進します。また、児童館行事で実施した遊びを教えたり、子どもに接するための助言を行ったり、児童館を子ども会の活動場所として児童館を提供する等、子ども会の活動を支援します。</li></ul>

## (2) いつでも相談できる人がいる地域づくりの推進

子育て支援センターのほか、地域共生ステーションや児童館、保育所等において、保護者同士や地域の人々との繋がりを持ちながら、身近な場所で相談できる体制を強化します。

事業名	内容
保育所地域活動事業 (たけのこクラブ)	○就園前の幼児と保護者を対象に、遊びの指導や園児との交流、子育て相談、保護者及び子ども同士の交流の機会を提供することで、身近な地域における子育て支援サービスの充実のため、事業を継続します。
地域保健活動の実施 《再掲》	○保健師が地域共生ステーションや児童館をはじめとした身近に相談できる場所に出向き、子育て世代の市民と直接対話することで、個人のニーズや地域のニーズを把握し、関係機関と連携して問題解決を目指した活動を実施します。
育児相談事業の実施	○子育て支援センターのほか、市内児童館で子育てに関する相談等を行います。
関係機関や地域住民等と連携した支援の充実《再掲》	○子育て相談やDV相談、生活困窮等について、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。 ○地域共生ステーションをはじめとした地域住民との連携も推進します。





## 第4章 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市では今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に考慮し、市全域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な拡充と質を向上します。

ただし、放課後児童健全育成事業については小学校区での体制確保が重要であることから、小学校区を教育・保育提供区域として設定します。

## 2 量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

### (1) 就学前教育・保育

#### 【量の見込みと提供体制】

##### 1号認定（3歳以上、教育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1号認定	1,038	1,062	1,082	1,088	1,044
	2号認定（教育希望）	91	93	95	95	91
	他市町の子ども（※1）	60	60	60	60	60
	計（①）	1,189	1,215	1,237	1,243	1,195
提供体制	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	775	775	775	775	775
	他市町の施設（※2）	630	630	630	630	630
	計（②）	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405
過不足（②－①）		216	190	168	162	210

※1 量の見込みの「他市町の子ども」について  
他市町から市内に通園する子どもの人数（日進市 60 人）

※2 提供体制の「他市町の施設」について  
市内から他市町に通園する子どもの人数  
（内訳：名古屋市 400 人、日進市 130 人、尾張旭市 100 人）



## 2号認定（3歳以上、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	2号認定(①)	997	1,058	1,117	1,162	1,153
提供体制	特定教育・保育施設(②)	1,047	1,107	1,107	1,107	1,197
	確認を受けない幼稚園における一時預かり事業利用(③)	0	0	10	55	0
過不足(②-①)		50	49	0	0	44

※2号認定者のうち、特定教育・保育施設が不足する場合は、確認を受けていない幼稚園における、一時預かり事業により対応する。

## 3号認定（3歳未満、保育利用）の量の見込みと提供体制

(単位：人/日)			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3号認定	0歳	121	121	124	125	128
		1・2歳	525	545	555	570	589
	計(①)		646	666	679	695	717
提供体制	特定教育・保育施設	0歳	107	107	107	113	119
		1・2歳	459	459	459	459	493
	特定地域型保育事業	0歳	18	18	21	24	24
		1・2歳	66	66	82	98	98
	企業主導型保育(地域枠)		20	20	20	20	20
	計(②)		670	670	689	714	754
保育利用率(3号認定保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体)			28.7%	29.7%	31.7%	33.9%	36.5%
過不足(②-①)			24	4	10	19	37

### 【確保方策】

- 待機児童の解消や、生活の場としての適切な保育環境の提供に向けて、まずは上郷保育園の移転により、定員を増やします。
- 長湫東保育園を改築し、その際に運営方法について決定します。
- 小規模保育事業の拡充や、民間事業者を活用した新たな保育施設を設置します。
- 中長期的な視点で今後の保育需要に対応するため、保育施設の整備計画を策定します。
- 確認を受けていない幼稚園における一時預かり事業について、保護者の教育施設としての幼稚園の預かり事業への期待があるため、預かり保育の更なる強化の可能性について既存施設と意見交換を行います。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ① 延長保育事業

#### 延長保育事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	123	122	121	120	116
提供体制(②)	123	122	121	120	116
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○現在の施設での延長保育を今後も継続して実施していくとともに、延長保育事業が近隣にない上郷保育園において、移転後に延長保育を実施します。

## ② 放課後児童健全育成事業

### 【市全域】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【市全域】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	703	706	730	737	742
	小学1年生	284	287	298	302	304
	小学2年生	235	235	243	245	246
	小学3年生	184	184	189	190	192
	高学年	283	285	282	279	303
	小学4年生	140	140	140	138	150
	小学5年生	85	86	85	84	91
	小学6年生	58	59	57	57	62
	計(①)	986	991	1,012	1,016	1,045
	提供体制(②)	964	1,004	1,084	1,084	1,144
過不足(②-①)	▲22	13	72	68	99	

### 【確保方策】

○放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しており、市がすべてのニーズに直接対応することは困難になってきているため、民間資源や市民を活用した運営を取り入れ、あわせて開所時間や利用料金等についても見直しを行います。

### 【長久手小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制

【長久手小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	119	116	115	116	118
	高学年	47	47	46	44	48
	計(①)	166	163	161	160	166
提供体制(②)	134	134	174	174	174	
過不足(②-①)	▲32	▲29	13	14	8	

**【西小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制**

【西小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	85	86	87	90	90
	高学年	35	35	35	34	37
	計(①)	120	121	122	124	127
提供体制(②)		129	129	129	129	129
過不足(②-①)		9	8	7	5	2

**【東小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制**

【東小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	90	94	106	106	110
	高学年	32	35	37	38	43
	計(①)	122	129	143	144	153
提供体制(②)		100	140	140	140	180
過不足(②-①)		▲22	11	▲3	▲4	27

**【北小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制**

【北小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	144	147	152	154	157
	高学年	59	58	58	58	60
	計(①)	203	205	210	212	217
提供体制(②)		210	210	210	210	230
過不足(②-①)		7	5	0	▲2	13

**【南小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制**

【南小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	107	107	108	111	113
	高学年	43	43	42	42	46
	計(①)	150	150	150	153	159
提供体制(②)		151	151	191	191	191
過不足(②-①)		1	1	41	38	32

**【市が洞小学校区】放課後児童健全育成事業の量の見込みと提供体制**

【市が洞小学校区】 (単位：人／日)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	158	156	162	160	154
	高学年	67	67	64	63	69
	計(①)	225	223	226	223	223
提供体制(②)		240	240	240	240	240
過不足(②-①)		15	17	14	17	17

**【新・放課後子ども総合プランに基づく数値計画】**

これまでの放課後児童対策の取組みをさらに進めるため、国において放課後児童クラブ（児童クラブ、学童保育所）の待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施の推進等による、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」（文部科学省・厚生労働省）が平成30年9月に策定されました。

本市においても、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブとの役割分担を徹底し、放課後子ども教室の整備目標及び一体型の実施目標については、以下のとおり数値目標を定め、これを達成すべく、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていきます。

(単位：か所)	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
放課後子ども教室	4	6
うち一体型	3	4

### ③ 子育て短期支援事業<sup>6</sup>

#### 子育て短期支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：回／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	30	30	30	30	30
提供体制(②)	30	30	30	30	30
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

---

○今後、需要量が増加しても提供体制は確保できる見込みです。今期も継続して実施していきます。

---

---

<sup>6</sup> 子育て短期支援事業とは、保護者が病気、その他の理由で、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設で一時的に養育をするものです。

④ 一時預かり事業

【幼稚園在園児】一時預かり（預かり保育）事業の量の見込みと提供体制

【幼稚園在園児】 (単位：回／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1号認定による不定期利用	4,954	5,066	5,164	5,190	4,981
	2号認定による定期利用	26,328	26,920	27,440	27,582	26,470
	計(①)	31,282	31,986	32,604	32,772	31,451
提供体制(②)		31,282	31,986	32,604	32,772	31,451
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【幼稚園以外】一時預かり事業の量の見込みと提供体制

【幼稚園以外】 (単位：回／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)		5,602	5,562	5,517	5,451	5,282
提供体制(②)		5,602	5,562	5,517	5,451	5,282
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策】

○幼稚園在園児の一時預かり事業（預かりの保育）は、市内の幼稚園3園で実施しています。また、近隣市内の幼稚園においても預かり保育を実施していることから、今後の需要量について、現在の提供体制で確保が可能です。

○幼稚園以外の一時的預かり事業（一時保育）については、市内保育所5園で事業を実施しています。現在実施している保育園では、今後も事業を継続していくとともに、一時保育事業の実施が近隣にない上郷保育園において、移転後に事業を実施していきます。

## ⑤ 病児・病後児保育事業

### 病児・病後児保育事業の量の見込みと提供体制

(単位：回／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)	436	433	429	424	412
提供体制 (②)	436	433	429	424	412
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○本市では、病児・病後児保育を医療施設2か所に委託して実施しています。今後も現在の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き現在の体制で実施していきます。

## ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 子育て援助活動支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：回／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	未就学児	1,864	1,851	1,836	1,814	1,758
	低学年	1,362	1,372	1,364	1,358	1,373
	高学年	547	551	548	545	551
	計 (①)	3,773	3,774	3,748	3,717	3,682
提供体制 (②)		3,773	3,774	3,748	3,717	3,682
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○利用者ニーズの把握を行い、適切に対応できるよう事業を継続していきます。



## ⑦ 地域子育て支援拠点事業<sup>7</sup>

### 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制

(単位：回／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)		69,683	67,239	64,824	62,857	61,576
提供体制	利用回数 (②)	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
	箇所数	1	1	1	1	1
類似施設 (児童館)	利用回数 (③)	44,723	42,279	39,864	37,897	36,616
	箇所数	6	6	6	6	6
過不足 ( (②+③) -① )		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○本市には子育て支援センターが1か所、類似施設として子どもと保護者が集える児童館が小学校区ごとに6か所位置づけています。子どもや保護者同士が集まれる場へのニーズが変わらず高いことから、今期も継続して、児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場として展開していきます。

<sup>7</sup> 「地域子育て支援拠点事業」とは、地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対する育児相談や育児に対する情報提供のほか、子どもの発達や接し方、遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場に提供をしています。長久手市では、子育て支援センター1か所を子育て拠点施設とし、類似施設として、児童館6か所を位置づけています。

## ⑧ 利用者支援事業

### 利用者支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)		1,571	1,560	1,547	1,528	1,481
提供体制 (②)	利用回数 (②)	1,571	1,560	1,547	1,528	1,481
	箇所数	2	2	2	2	2
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

- 今後の提供体制として、これまでと同様に保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュ（特定型）と、母子保健分野の母子保健コーディネーター（母子保健型）を配置し、継続して対応していきます。
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を継続して実施します。

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

### 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)		736	706	696	679	670
提供体制 (②)		736	706	696	679	670
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

- 今後も継続して全乳児に対して実施し、子どもの養育状態の確認と育児相談による子育て不安を軽減します。
- 今後の提供体制として保健師及び助産師（計2～4人）で対応していきます。

## ⑩ 養育訪問支援事業

### 養育訪問支援事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)	16	16	16	16	16
提供体制 (②)	16	16	16	16	16
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○今後も、養育訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して保健師による養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

○今後の提供体制として、保健師3人体制で対応します。

## ⑪ 妊婦に対する健康診査

### 妊婦に対する健康診査の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (①)	736	706	696	679	670
提供体制 (②)	736	706	696	679	670
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○今後も親子（母子）健康手帳を交付したすべての妊婦に配布するとともに、健康診査の受診を奨励します。

○量の見込みの実数は図表の①のとおりであり、健康診査の延べ回数は、①の数値に14回を乗じた数となります。今後の提供体制として、引き続き県内委託医療機関及び助産所を実施場所とし、県外医療機関受診者も助成対象とします。検査項目は大分類9項目（基本健診、超音波、初回血液検査、血算、血糖、GBS（B群溶血性連鎖球菌）、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス）抗体検査、クラミジア感染検査、子宮頸がん検査）、実施時期は妊娠中となります。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと提供体制

(単位：人／年)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(①)	96	99	102	104	102
提供体制(②)	96	99	102	104	102
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る、日用品や文房具、物品の購入、行事への参加に必要な費用を軽減します。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園に係る副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成します。

## 3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市では、市内に幼稚園が3か所、保育所が11か所整備されています。幼稚園では預かり保育を実施しており、保護者の就労形態に関わらず、夕方まで子どもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、心と身体の発達を促す幼児教育を踏まえた運営を推進しています。

また、幼稚園・保育所職員合同での保育等に関する研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図ります。

さらに、小学校とも連携して学校見学等の交流を行うことで、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図ります。

## 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の利用料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮します。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討します。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

## 5 計画の推進体制及び進捗状況の点検・評価

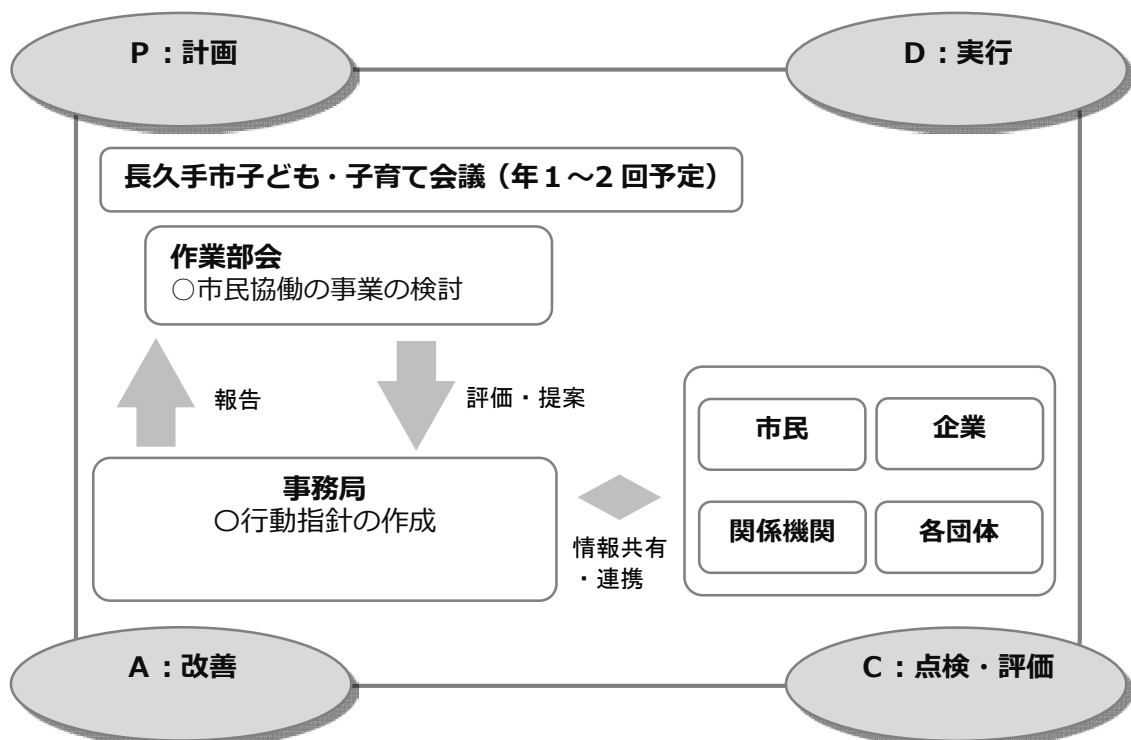
### (1) 計画の推進体制

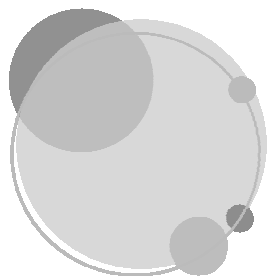
本計画の推進にあたっては、子育て家庭や関係機関など広く市民への周知に努めます。また、各関係部局が連携して横断的に取り組む推進体制を整備するとともに、学識経験者、各関係機関、団体の代表者及び公募の市民等を構成員とした、子ども・子育て支援法第77条に基づく「長久手市子ども・子育て会議」を中心にさまざまな意見を取り入れながら施策の推進を図ります。

### (2) 進捗状況の点検・評価

進捗状況の確認や検証は行動指針を作成し、個別事業の進捗管理を行います。点検・評価については、PDCAサイクルに基づき、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）の両面から行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離した場合には、必要に応じて見直しを行います。





## 資料編

# 1 長久手市子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	役 職	委員名
1	学識を有する者	愛知県立大学教育福祉学部 教育発達学科教授	ヤマモト リ エ 山本 理絵
2	子どもの保護者	長久手市立保育園保護者会会長	オオスカ シノ 大須賀 詩乃
3	子どもの保護者	長久手市小中学校PTA連絡 協議会（南小学校）	ツカモト ノリカズ 塚本 紀和
4	子どもの保護者	長久手市子ども会連絡協議会 常任顧問	テラソエ マユミ 寺添 眞弓
5	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	学校法人愛知医科大学 人事・厚生室室長	アンドウ イサオミ 安藤 功臣
6	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	長久手西クリニック院長	エンドウ カズオ 遠藤 一夫
7	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会会長	キタ カズノリ 喜多 一憲
8	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	主任児童委員	スズキ タエコ 鈴木 多恵子
9	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	愛知県瀬戸保健所所長	スズキ ヤスモト 鈴木 康元
10	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	子育て支援ネット長久手会長	タバタ カヨコ 田端 香代子
11	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	学校法人吉田学園 愛知たいよう幼稚園園長	ナカムラ ユウコ 中村 友子
12	福祉、保健、医療及び教育に関する団体 又は機関を代表する者	長久手市小中学校校長会 （北小学校長）	ナツメ トモヨシ 夏目 知好
13	公募による市民	—	イトウ リナ 伊藤 里菜
14	公募による市民	—	ウエダ カズトシ 上田 一稔
15	公募による市民	—	スズキ トモミ 鈴木 朋美

（所属別 50 音順 敬称略）



## 2 長久手市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第25号

改正 平成31年3月29日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、長久手市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（次項及び第3項において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子ども未来課において処理する。

(平31条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年長久手村条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成31年条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。